

第2編

後期基本計画

(案)

第2編 後期基本計画

第1章 健やかで心温まる地域づくり

第1節 生涯健康で暮らせるまちづくりの推進

町民一人ひとりが生きがいを持ちライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できるよう、若年層からの健康意識の高揚を図り、健康寿命の延伸を目指すとともに、生涯にわたり自主的に健康づくりに取り組める環境を創出します。さらに、地域や行政などが一体となって健康づくり活動や疾病予防を推進します。

第1項 健康づくりの推進

1 現状と課題

本町における三大死因は、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患であり、全死因の約6割を占めています。特定健診により男性4割、女性3割の方が、生活習慣病の危険因子となる肥満者であったことから、生活習慣の改善による生活習慣病の予防が求められています。

高齢者については、単身世帯や夫婦のみ世帯が増えていることから、生涯にわたり、健康で自立した生活を送るための健康づくりが必要となります。また、高齢者や乳幼児は感染症に対する免疫力が低く、感染すると重症化する恐れがあるため、予防接種の機会を増やし、感染の防止と拡大を防ぐ必要があります。

新型コロナウイルス感染症が世界中で流行しています。感染を防止し、流行拡大を抑制するため「三つの密」を避けること、人との距離を開けること、マスクの着用や手洗い等の手指衛生など、基本的感染症対策の徹底が求められています。また、ワクチン接種を適時適切に実施できる体制を早期に整備する必要があります。

本町の男性の自殺死亡率は国や県より高い状況にあります。自殺の原因は、複雑化・複合化しているため、社会全体で自殺を防ぐための対策に取り組む必要があります。

また、東日本大震災や令和元年東日本台風の被災者は、生活環境の変化や喪失感、ストレス等による心身への影響が考えられるため、今後も

きめ細やかな健康支援やこころのケアを継続する必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

(1) 生活習慣病の予防

疾病の予防と早期発見を目的に、各種健康診査やがん検診の受診を奨励します。また、「自らの健康状態を正しく理解し、主体的に健康づくりに取り組む」という意識を促し、栄養バランスのとれた食事、休養、適度な運動の習慣化など、全町民の健康的な生活習慣の確立を目指します。

(2) 高齢者の健康づくりの推進

高齢者が自立した日常生活を維持できるよう、健康づくりや関係機関と連携した介護予防の知識の普及啓発に努めます。また、予防接種の実施による感染防止を推進するため、予防接種に関する知識の普及啓発に努めます。

(3) こころの健康づくりの推進

自殺を未然に防止するために、ゲートキーパーの養成や相談窓口等の普及啓発に加え、民間を含めた関係機関との連携を強化し、こころの健康づくりの充実に努めます。

(4) 被災者の健康づくりの推進

被災者の健康状況を把握するとともに、健康上の問題を抱えた方に対して引き続き健康支援、栄養支援及びこころのケア活動等を行います。

(5) 食育の推進

生涯にわたって心身の健康を確保するため、健全な食生活の普及に努めるとともに、地域における栄養改善を推進するため、食生活改善推進員を養成及び育成し、その活動を支援します。

(6) 感染症感染拡大の防止

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの予防及びまん延を防止するために、感染対策の情報を共有するとともに、感染症対策の周知に努めます。また、国や県及び医療機関と連携し、ワクチン接種を適時適切に受けることができるよう、体制の確保に努めます。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

○特定健診追加項目事業

○後期高齢者健診追加項目事業

○被災者特別健診等補助事業

○推定塩分摂取量検査事業

○再建者健康支援事業

○健康管理システム導入事業

◆生活習慣病予防

- ・各種生活習慣病予防教室、運動教室、特定保健指導、健康講演会、各種がん検診、肝胆腎検診、若年者健診、特定健診、後期高齢者健診、肝炎検査、推定塩分摂取量検査、がん検診未受診者への受診勧奨、特定健診・後期高齢者健診等未受診者の再実施

◆高齢者保健

- ・老人クラブ・お座敷広場健康教育、高齢者栄養改善事業、定期予防接種費用助成事業（高齢者の季節性インフルエンザ・肺炎球菌）

◆精神保健

- ・自殺予防対策事業、精神障がい者社会復帰教室・家族懇談会、こころの健康づくり講演会

◆食育推進

- ・食育推進事業、健康づくり栄養改善事業、食生活改善推進員の養成及び育成

◆感染症拡大防止

- ・感染症拡大防止の取り組み、広報やまだ・ホームページへの掲載、チラシ配布、受診相談窓口の周知、ワクチン接種体制の確保

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H26)	現状値 (H30)	目標値 (R7)
75 歳未満のがん年齢調整死亡率(3ヶ年平均)	75 歳未満の死亡率を一定の基準人口※にあてはめて算出した指数	人口 10 万人対	89.9 男 99.3 女 83.7	99.4 男 112.3 女 90.7	95.0 男 107.8 女 87.1
心疾患年齢調整死亡率(3ヶ年平均)	心疾患の死亡率を一定の基準人口※にあてはめて算出した指数	人口 10 万人対	男 67.3 女 45.6	男 107.5 女 49.4	男 90.0 女 39.0
脳血管疾患年齢調整死亡率(3ヶ年平均)	脳血管疾患の死亡率を一定の基準人口※にあてはめて算出した指数	人口 10 万人対	男 73.3 女 38.5	男 54.1 女 49.1	男 40.0 女 30.0
指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
胃がん検診受診率	40 歳以上(年度末年齢)の受診した者の割合	%	13.2	11.6	20.0

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
肺がん検診受診率	40 歳以上(年度末年齢) の人口のうち受診した者 の割合	%	15.9	14.8	25.0
大腸がん検診受診率	40 歳以上(年度末年齢) の人口のうち受診した者 の割合	%	22.9	21.1	30.0
後期高齢者健診受診率	後期高齢者健康診査の 対象者のうち受診した者 の割合	%	38.5	45.4	50.0
ゲートキーパー養成 数	ゲートキーパー養成講座 の受講者数	人	39	72	120
指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (H30)	目標値 (R7)
小学生の朝食摂取 状況	朝食に主食、主菜、副菜 の揃った食事の摂取割合 (小学生)	%	59.2	61.4	80.0

※基準人口とは、昭和60年モデル人口にあてはめて算出した指標。

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2項 地域医療体制の強化

1 現状と課題

東日本大震災で被災した県立山田病院は、平成28年度に復興事業により津波復興拠点公共防災エリアに位置付けられた高台に再建されました。地域医療の中核を担う当該病院においては、引き続き医師不足の解消と診療体制の充実が課題となっています。

また、町民が安心して生活できる医療環境を整備するために、町民と行政が一体となった医師の招へい活動の取り組みをさらに進めていく必要があります。

町民の健康と生命を守る重要な制度である国民健康保険については、約4割の世帯が加入しており、安定した運営が求められています。

2 今後の取り組みの方向性

（1）町民が安心して受診できる医療体制の充実

町民が安心して医療機関で受診し、疾病の早期発見、早期治療を可能とする医療体制を確立するため、地域医療の中核となる県立山田病院の診療体制を充実するとともに、町内の医療機関の協力を得ながら、新たな医師の招へいに努めます。

また、地域医療体制の充実を図るため、新規診療所の開業を支援します。

（2）国民健康保険事業の安定化

国民健康保険事業の安定化を図るため、国民健康保険事業計画に基づき、保険税の適正な賦課と収納率の向上、医療費の適正化の推進等に努めます。また、特定健康診査、特定保健指導を行い、予防対策に努めます。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

○医師確保対策事業

◆県立山田病院の診療体制の充実（国・県要望）

◆新規に開業する民間診療所への補助

◆地域医療を守る住民組織への支援

◆特定健康診査・特定保健指導の受診環境整備と必要性の周知

- ◆医療費の適正化対策（レセプト点検等）の推進
- ◆ジェネリック医薬品（後発医薬品）利用促進の周知
- ◆滞納整理の積極的な推進

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
特定健康診査受診率	国保被保険者に係る特定健康診査受診率	%	40.7	44.5	60.0
一般被保険者現年課税分収納率	国保一般被保険者に係る国保税現年課税分の収納率	%	93.74	93.16	94.98

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2節 ともに支えともに生きる地域福祉の実現

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、子どもから高齢者、障がい者まで、あらゆる町民が地域や家庭のなかで大切にされ、各々の立場で活躍できる地域社会を創りあげていきます。

また、行政・住民組織・福祉サービス事業者等の協働により、地域のみんなで支え合う社会の形成に努めます。

第1項 地域福祉体制の充実・強化

1 現状と課題

少子高齢化の進展、社会構造や家族機能の変化などに伴い、生活困窮や貧困の連鎖、社会的孤立、虐待などの複合的で複雑な要因が背景となった福祉課題が発生しています。

また、東日本大震災以降、地域福祉活動が弱まっている中で、地域全体を活性化するための福祉体制の仕組みづくりが課題となっています。

2 今後の取り組みの方向性

（1）充実した福祉サービスの仕組みづくりの推進

全ての町民が各々の立場で活躍できる地域社会と、自助・共助・公助による「ともに支えともに生きる地域共生社会の実現」を目指し、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等の分野を超えた横断的な相談支援体制の構築に努めます。

（2）災害時の避難支援体制の強化

災害発生時に、一人でも多くの命を救うことを目的とした避難支援体制づくりのために、避難行動要支援者の名簿登載の促進を図るとともに、名簿作成から個別計画までの事務処理をシステム化し、関係機関と情報共有を図り、緊急時に迅速に対応できる体制の強化に努めます。

（3）低所得者福祉の充実と生活困窮者の自立支援

地域や社会との関係の希薄化から、自ら相談することができず、生活困窮に陥る場合があります。要保護世帯や生活困窮者の把握に努めるとともに、関係機関と連携して、生活困窮者の自立に向けた支援に努めます。

3 主な具体的取り組み （○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 避難行動要支援者管理事業
- 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業
- ◆包括的相談支援体制の整備
- ◆災害時に備えた避難体制づくり
- ◆生活困窮者世帯への自立支援
- ◆山田町社会福祉憲章条例に基づく各種給付事業
- ◆国及び県の福祉施策に基づく各種給付事業
- ◆福祉に関する各種広報活動
- ◆福祉教育の実践、地域を支える人材の育成

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2項 高齢者福祉の充実

1 現状と課題

本町の高齢者人口は、令和2年度をピークに今後減少に転じる見込みとなっていますが、介護が必要な状態になりやすい75歳以上の後期高齢者が増加していくことから、今後更に要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれています。介護が必要な状態になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して生活が続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

一方で、高齢者の約8割は介護を必要としない方々です。高齢者が生きがいと尊厳を持ち、いつまでも健康で安心して暮らすことができる社会の実現が求められています。

2 今後の取り組みの方向性

（1）安心して暮らせる地域づくりと地域包括ケアの推進

住み慣れた地域で高齢者が生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図ります。また、地域包括支援センターを中核として、介護保険事業所、医療機関、薬局等関係機関、民生委員、そして家族・地域住民の連携により、高齢者を支援する支援者ネットワークの強化に取り組みます。

（2）包括的相談支援の充実

支援を必要とする高齢者を支えるため、関係機関と連携を図りながら、様々な相談に総合的に対応できる体制の充実に努めます。また、介護保険サービス以外の社会資源も活用しながら、包括的・継続的な支援を行います。

（3）介護予防の推進

高齢者が自ら健康づくりや介護予防に取り組めるよう、介護予防の意識啓発に努めるほか、地域に根差した参加しやすい「介護予防地区自主活動」の推進や介護予防ボランティアの育成に向けて継続的に支援を行います。また、地域の多様なサービスも効率的に活用しながら、介護予防・日常生活総合事業を実施します。

（４）医療・介護連携推進事業

後期高齢者は、複数の疾病にかかりやすく、要介護認定率も高くなることから、医療・介護関係機関の連携の推進を図ります。

また、地域の実情に応じた医療・介護関係機関への支援を行い、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に努めます。

（５）認知症対策の充実

認知症に対する正しい知識と理解に関する普及啓発を行うとともに、認知症の発症予防や相談から早期診断・早期支援など、認知症対策の充実を図ります。

（６）介護保険事業の円滑な実施

介護保険事業計画に基づき、利用者のニーズに応じた介護保険サービスの提供体制を整えるとともに、保健・医療・福祉・介護の連携を通じた円滑な実施に努めます。また、介護給付の適正化に取り組み、介護保険事業の健全な運営を行います。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)
- 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業)
- 生活支援体制整備事業
- 要介護高齢者等おむつ給付事業
- 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業（再掲）
- 認知症総合支援事業
- 介護に関する入門的研修事業
- 在宅医療・介護連携推進事業
- ◆介護給付の適正化
- ◆在宅サービスの円滑な提供の確保
- ◆老人クラブに対する支援
- ◆シルバー人材センターに対する支援

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
要介護者及び要支援者の認定率	65歳以上の介護保険第1号被保険者に占める要介護・要支援認定者の割合	%	16.7	16.2	18.6

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
一般介護予防事業 (通所型)延べ参加 者数	65歳以上の方が誰でも参 加できる介護予防教室等 の参加者数	人	4,385	4,831	5,000
介護予防地区活動 団体数	地域で介護予防に取り組 む高齢者地区組織支えあ い事業実施団体数	団体	17	20	23

～ 関連する SDGs のゴール ～



第3項 障がい者福祉の充実

1 現状と課題

障がい者が地域社会の一員として生きがいを持って生活できるようにするためには、障がい者やその家族のニーズに応じて様々なサービス提供を充実するとともに、障がい者が地域に受け入れられる地域社会を形成することが必要です。

そのためには、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援を実施するほか、障がいや障がい者に関する正しい知識の啓発、障がい者の自立意識の助長を図る必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

(1) 障がい者の自立支援

障がい者の意思を尊重し、地域社会で生きがいのある生活を営めるよう、各種支援の充実を図ります。

また、宮古圏域障がい者自立支援協議会などの場を活用し、圏域内の市町村や関係機関と連携を図ります。

(2) 福祉サービスの充実

障がい福祉システムの導入や障がい者福祉サービス、相談支援など障がい者が地域で生活するために必要な福祉サービスの充実を図ります。

3 主な具体的取り組み (○は実施計画事業、◆は取り組み内容)

- 障がい相談支援事業
- 障害児障害者一体施設整備事業（負担金）
- 障がい福祉システム導入事業
- 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業（再掲）
- 障がい者等自発的活動支援事業
- ◆障害者総合支援法に基づく事業
- ◆障がい者団体に対する支援
- ◆障がいや障がい者に関する制度に係る広報活動

～ 関連する SDGs のゴール ～



第3節 地域全体で子育てを支援する社会の形成

安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠・出産・育児期にわたるきめ細やかな相談支援体制や子育て支援サービスの充実を図るほか、地域の子育て支援活動の推進、仕事と育児を両立できる環境づくりを図ることにより、地域全体で子どもを守り育てる社会を形成していきます。

また、家庭教育に関する学習・情報交換の機会や親子のふれあいを深める取り組みの充実により、家庭の教育力の向上を図り、子どもたちの豊かな人間性を育みます。

第1項 子育て支援の充実

1 現状と課題

近年、少子化とともに核家族や共働き家庭が増加しているため、地域とのつながりが希薄化し、子育てに対する助言や支援を受ける機会が少なくなっていることや、子育て費用の経済的負担などから、子育てに不安や孤立感を覚える保護者が増えています。

保育環境の整備や子育て支援体制の充実など、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進め、子育てに伴う負担や不安、孤立感を和らげるとともに、全ての子どもが心身ともに健やかに育まれ、喜びを感じながら子育てができるよう、地域全体で子どもの成長と子育てを支援していく必要があります。

一方で、今後の少子化の進行に対応するため就学前施設の適正規模再編等について検討する必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

(1) 母子の健康増進

子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・育児期にわたる切れ目のない相談支援体制を整備し、子どもの健康の保持増進を図るとともに、育児等に対する不安を解消し、安心して子育てできる環境づくりに努めます。また、要支援児童への継続的な支援を実施し、関係機関と連携した取り組みを推進します。

（２）保育サービスと子育て支援体制の充実

保育料を無償化し、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、多様な保育・教育を提供し、子どもを持つ世帯の子育てと仕事の両立支援に努めます。

また、児童の健全育成や親子の交流・育児に関する相談や情報交換ができる場を整備し、子育て支援体制の充実を図ります。

（３）幼保再編の検討

年々加速する少子化に対応するため、就学前施設のより効率的な運営が図られるよう、さらなる保育サービスの充実に努めながら、幼保再編について検討します。

（４）乳幼児児童生徒への医療費助成

18歳までを対象とする乳幼児児童生徒医療費助成事業を継続して実施することにより、医療の面から子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

（５）食育の推進

子どもたちの心身の健康の増進と豊かな人間性を育むため、保育施設や学校給食と連携して健全な食生活の定着を図ります。

また、全ての人の食生活が自然の恩恵の上に成り立っており、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることへの感謝の念や理解が深まるよう努めます。

（６）要保護児童等への支援充実

要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策を総合的に推進するとともに、ひとり親家庭への支援、障がい児施策の充実など、支援を必要とする子どもと家庭に対するきめ細やかな取り組みを推進します。

（７）就学前教育の充実

幼児期における発達段階を踏まえた、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために、一人ひとりの個性や心身の発達を促すとともに、地域との交流や自然とのふれあいによる体験プログラムを導入して豊かな感性を養い、就学期への学びの芽生えを育みます。

（８）家庭・地域・幼稚園・保育所等の連携促進

幼稚園や保育所等の教育、保育活動に対する保護者や地域の方々との

連携を強め、総合的な幼児教育の推進を図ります。また、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を促進するため、幼保小協議会を開催し、関係機関との連携に努めます。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 子育て世代包括支援事業
- 特定不妊治療費助成事業
- 子どものインフルエンザ予防接種費助成事業
- おたふくかぜ予防接種費助成事業
- 保育副食費助成事業
- 幼児教育副食費助成事業
- 民間保育所特別保育サポート事業（病児・一時預かり・延長・障がい児保育）
- 地域子育て支援拠点事業
- 放課後児童健全育成事業
- 結婚新生活サポート事業
- 保育所地域活動事業
- ブックスタート事業
- 医療費助成事業拡大事業
- ◆歯科保健事業
- ◆食育推進事業
- ◆定期予防接種費用助成事業
- ◆保育料無償化の実施
- ◆発達障がい児等に携わる保育士等支援事業
- ◆乳幼児ふれあい体験事業
- ◆保育所育児体験事業
- ◆幼保再編の検討
- ◆要保護児童対策の充実
- ◆幼保小協議会の実施

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
地域子育て支援拠点年間利用者数	地域子育て支援センターの年間延べ利用者数	人	1,658	2,197	2,300

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
助産師なんでも相談 件数	助産師なんでも相談受理 延べ件数	件	—	425	500
産後ケア利用率	当該年度に出産した産婦 のうち、産後ケアを利用し た実人数の割合	%	6	48.6	80
子育てサロン平均利 用者数	子育てサロンの平均利用 人数	人	10	15	20

～ 関連する SDGs のゴール ～



第4節 住民主体のまちづくりの推進

町民一人ひとりが尊重され、まちづくりの主役として積極的・主体的に参加する「協働のまちづくり」の実現のため、町民、地域、行政の役割分担を再確認し、一体となって町政運営に取り組むことが求められています。

町民が必要とする情報を分かりやすく迅速に提供する広報活動を推進し、町民の意見・要望を的確に把握するために広聴活動を充実します。また、協働を基本として町民と行政がそれぞれの役割と責任のもとに、地域のことは地域自らが決めて実行していく地方創生の理念に立ち、地域自治確立に向けた組織づくりと地域コミュニティ活動を支援します。

第1項 住民自治と地区コミュニティ活動の推進

1 現状と課題

「広報やまだ」や町のホームページを中心に広報活動の充実に努めているほか、町民の意見を町政に反映させるための懇談会開催などの広聴活動を継続的に行っています。

個人の価値観が多様化し住民同士のつながり、コミュニティへの関心の低下が叫ばれるなか、担い手不足に起因する役員の固定化や組織の高齢化が課題となっています。協働のまちづくりの実現に向け、町民が主体的にまちづくりに参画する機運を高め、町民・地域・行政の連携の下に計画推進に取り組む体制整備が求められています。

また、コミュニティ活動の拠点となる施設の老朽化が課題となっています。

2 今後の取り組みの方向性

(1) 住民協働推進支援事業の活用促進

町民主体のコミュニティ活動を支援するための「住民協働推進支援事業補助金」の周知・活用により、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進します。

まちづくり出前講座では、町の施策や支援制度などを分かりやすく説明し、町政への理解を深めるよう努めます。

（２）コミュニティ組織の育成と支援

地区住民による自主的・組織的な地域活動が活性化するよう取り組むとともに、積極的に地域活動へ参加するなど協働して進める意識を醸成していきます。災害公営住宅への入居、高台団地等への移転によって組織された新たなコミュニティや結成されて間もないコミュニティには運営に関する指導・助言を行うなど、組織の体制強化と持続可能な運営に対する継続的な支援に努めます。

（３）コミュニティ施設の充実

コミュニティ活動の拠点となる既存施設の効果的な活用と維持・管理に努めるとともに、老朽化した施設の建替えを進めます。

（４）地域づくり意識の啓発

各種計画策定や施設の運営管理、身近な地域生活に関わる施策に対する町民の参画を促すことにより、「自分たちの町は自分たちでつくる」という住民自治意識の醸成と、町民が主体となった施策の形成に努めます。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 住民協働推進支援事業
- 新たなコミュニティ形成事業
- 心の復興活動補助事業
- 大沢地区集会施設建設事業
- 豊間根地区集会施設（支所）建設事業
- コミュニティセンター等集会施設トイレ改修事業
- コミュニティセンター等集会施設エアコン設置事業
- ◆自治会運営に対する支援

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
住民協働推進支援事業の補助申請団体数	協働による地域づくり活動で創意と工夫により実施する事業の経費に対し補助金を交付する自治会等の団体数	団体	9	10	17
まちづくり出前講座の実施回数	まちづくり出前講座の年間実施回数	回	17	36	45

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2章 安全で住みやすい生活基盤の整備

第1節 利便性の高い交通・情報網の整備

復興道路の整備により、沿岸市町村間と沿岸・内陸間の連携が強化されることを追い風に、これら広域ネットワークを最大限に生かした地域社会の実現を目指します。また、利便性の高い交通・情報網によって、周辺都市や内陸部との機能分担・機能連携も図りつつ、どこで暮らしていても様々なサービスが享受できる環境づくりを目指します。

第1項 安全な暮らしを支える道路の整備

1 現状と課題

道路は町民の生活と経済社会活動を支え、災害時には町民の生命を繋ぐ道として必要不可欠な社会資本施設のひとつであります。

特に、東日本大震災からの復興に向けたリーディングプロジェクトとして整備が進められてきた三陸沿岸道路は、令和3年度に全線が開通する見通しとなっており、災害時における復旧及び支援活動の迅速化のみならず、地域医療、経済、産業、観光など様々な分野で、そのストック効果が期待されています。

また、町道等については、利用者が安心して通行できるよう、適切な維持管理を安定的かつ継続的に実施していく必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

（1）三陸沿岸道路山田北インターチェンジのフルインター化への要望強化

三陸沿岸道路開通後においては、山田北インターチェンジのフルインター化をはじめとする施設機能の充実を関係機関に強く要望します。

（2）道路網の整備

生活の利便性と安全性の向上を図るため、町道の計画的な整備を推進します。

（3）橋りょうの長寿命化対策の推進

国の交付金事業等を活用し、橋りょうの長寿命化対策を進めます。

(4) 生活関連道路の環境整備

夜間の道路環境に配慮した防犯灯の設置や、私道整備の支援に努めます。

3 主な具体的取り組み (○は実施計画事業、◆は取り組み内容)

- 織笠地区（防潮堤・水門）歩道整備事業
- 私道等整備補助事業
- 道路メンテナンス事業（橋りょう補修等）
- 町道舗装改修事業
- 勝山地区道路改良事業
- 長崎地区町道環境整備事業
- 伝作線道路改良事業
- 織笠礼堂地区道路改良事業
- 長林旧国道線排水施設整備事業
- 前須賀地区道路改良事業
- 田の浜・小谷鳥線排水機能強化事業
- ◆三陸沿岸道路山田北インターチェンジのフルインター化及び機能強化要望

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
町道の改良済延長	町道の改良済延長の合計値	km	139	160	173
長寿命化修繕計画 対象橋りょう数	補修が必要な橋りょう数	橋	23	20	3

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2項 利便性の高い公共交通の充実

1 現状と課題

東日本大震災による被災者の住宅団地や災害復興公営住宅が高台に建設されたことにより、日常的な買い物や通院に利用できる公共交通ネットワークの再構築が重要な課題となっています。

また、路線バス等の廃止により、公共交通が運行していない地区が点在していることから、新たな公共交通システムの確立による早急な対応が求められています。

2 今後の取り組みの方向性

（1）三陸鉄道の運営支援

地域公共交通の中核を担う三陸鉄道が、今後も継続して充実した運行がされるよう、三陸鉄道の運営支援に努めます。また、沿線市町村と一体となって沿線の地域振興や利用客の増大に努めます。

（2）バスサービスの確保

日常生活に欠かすことのできないバスサービスを維持するため、今後とも、バス路線の公費補助を続けるとともに、関係機関と連携し、効率的な運行を推進します。

（3）やまだ循環バスの運行

陸中山田駅を中心とし、町中心部を8の字に循環する「やまだ循環バス」を本格運行し、町民の生活利便性を高めます。

（4）コミュニティバスの運行

現在運行されている患者輸送バスを、「地域の足」としてだれでもどんな目的でも乗ることができるコミュニティバスに更新することにより、交通空白地の解消を図り、高台団地や町中心部を含む生活圈と主要な施設等を連絡する新たな交通手段の確立を進めます。

（5）利便性の高い公共交通ネットワークの形成

町民がだれでも簡単に便利な公共交通ネットワークの形成に向けて、予約型乗合（デマンド）タクシーの導入など、山田町地域公共交通網形成計画の確実な推進に努めます。

3 主な具体的取り組み （○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 三陸鉄道支援事業
- 定期路線バス運行事業
- まちなか循環バス運行事業
- コミュニティバス運行事業
- 公共交通ネットワーク向上事業
- ◆公共交通利用促進に向けた広報活動

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
山田地区以外の交通空白行政区の割合	公共交通機関(電車及びバス)の乗降場所がない行政区(全17区)の割合	%	17.6	17.6	0

～ 関連する SDGs のゴール ～



第3項 情報通信技術の活用

1 現状と課題

近年、ネットワークインフラの整備による情報通信の高速化・大容量化により、医療、介護、観光などあらゆる分野で人工知能（A I）やモノのインターネット（I o T）といった新たな情報通信技術（I C T）が活用され、新たな価値創造につながっています。

新型コロナウイルス感染症の流行により生まれた「新しい生活様式」をはじめ、産業構造や社会経済の変革に対応していくために、I C Tの活用を促進し、その恩恵を享受できるデジタル社会の実現が求められています。

2 今後の取り組みの方向性

（1）各分野における情報通信技術の活用促進

農林水産業や観光などの地域産業や結婚、子育て、教育等における課題のみならず、災害対応や感染症対策といった直面する社会課題の解決に向けた情報通信技術の活用を促進します。

（2）マイナンバーカードの普及促進

マイナンバー制度は、行政を効率化し、町民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための重要な社会基盤であり、将来的な各種オンライン手続き等に活用される方向であることから、マイナンバーカードの普及を促進します。

（3）SNSを活用した情報発信の充実

町内外に対する各種情報が広く周知・共有されるよう、情報発信の強化を図り、SNSをはじめとする多様な手段・媒体の活用促進に努めます。

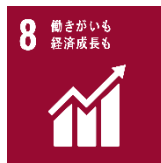
3 主な具体的取り組み

- ◆ I C T活用促進
- ◆ マイナンバーカードの普及促進
- ◆ 新たな情報発信ツールの導入

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
マイナンバーカード 普及率	1月1日現在の町人口に おけるマイナンバーカード 交付割合	%	7.9	12.9	90.0

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2節 安全・快適な住環境の整備

日常生活の快適性・利便性を考慮するとともに、良好な住環境を保つため、計画的な土地利用配置や住宅の耐震化を進めるなど、防災性の高い安全で安心なまちづくりの推進を図ります。

第1項 市街地整備の推進

1 現状と課題

三陸縦貫自動車道山田道路の整備に同調し、良好な住宅地の形成と水害を防ぐことなどを目的に、平成9年度から事業を開始した柳沢北浜地区土地地区画整理事業は、資材調達や人手不足の影響により事業費が増大するとともに、事業が長期化しています。今後は、換地処分に向けて、確定測量や換地計画作成等の業務を進める必要があります。

都市公園をはじめとする地域における公園及び広場は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の多目的な憩いの場として多くの方に利用されており、施設の適切な維持管理及び環境整備が必要となっています。

また、令和元年東日本台風により被災した町民の住宅再建の支援を引き続き実施する必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

（1）柳沢北浜地区土地地区画整理事業の完了

保留地の処分を進め、一般財源の軽減を図り、早期の換地処分を目指します。また、換地処分後は事業完了に向けて、速やかに清算金の交付及び徴収事務を進めます。

（2）都市公園等の環境整備

子どもから高齢者まで、幅広い世代が利用しやすい公園となるよう、環境整備と維持管理に努めます。

（3）住宅再建の支援

令和元年東日本台風で被災し住宅再建を希望する方が円滑に住宅を建築できるよう、各種補助制度についての情報提供に努め、積極的かつ適正な制度活用を促進します。

3 主な具体的取り組み （○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 柳沢北浜地区土地区画整理事業
- がけ地近接等危険住宅移転事業
- 都市公園環境整備事業
- 住宅用太陽光発電設備導入促進事業
- 東日本大震災及び令和元年東日本台風に係る被災者支援補助金等
 - ・生活再建住宅支援事業、被災者住宅再建支援事業、被災者住宅再建支援事業（追加分）、被災者住宅再建融資利子補給事業、被災者住宅再建支援事業（令和元年東日本台風対応）、被災者住宅再建融資利子補給事業（令和元年東日本台風対応）、住宅自力再建者支援事業、復興住宅融資利子補給補助金事業、被災者再建住居移転事業補助金事業

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2項 居住環境の整備

1 現状と課題

本町では、東日本大震災により住宅を失った町民のため、町内各地区に災害復興公営住宅を建設しました。災害復興公営住宅の完成により、町営住宅全体の管理戸数が増加したことから、今後は、老朽化した町営住宅の取り扱いを含め、町営住宅の在り方や適正な管理戸数等について、検討する必要があります。

また、人口減少や高齢化の進行に伴い、空き家が増加傾向にあることから、良好な居住環境を保つため、空き家の適切な管理と利活用を促進する必要があります。

民間住宅においては、大規模地震への備えとして、地震に対する安全性の向上を図る必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

（1）適正な公営住宅の管理

災害復興公営住宅の完成により、町営住宅全体の管理戸数が増加し、将来的な空き部屋の増加が見込まれることから、災害復興公営住宅の一般化を進めるとともに、老朽化した町営住宅の集約や用途廃止を図り、適正な住宅管理に努めます。

（2）住宅の耐震化の促進

木造住宅の耐震性を確保するため、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、木造住宅耐震診断事業等により必要に応じた改修実施を促進します。

（3）空き家の利活用の推進（空き家バンク）

町内にある空き家の情報を一元的に集約し、町内外へ発信する空き家バンク制度の利用を進めることで、所有者や管理者の適切な管理の推進に加え、移住者等への利活用を推進し、移住定住を促進します。

（4）宅地の耐震化の促進

大規模盛土造成地については、大規模盛土造成地マップに記載した造成地の状況把握に努めます。

また、液状化のおそれのある土地の周知を図るため、国の手引きに基

づき、液状化ハザードマップの作成に努めます。

3 主な具体的取り組み (○は実施計画事業、◆は取り組み内容)

- 木造住宅耐震診断助成事業
- 木造住宅耐震改修助成事業
- 宅地耐震化推進事業
- ◆空き家バンク制度の利用促進
- ◆町営住宅環境整備事業
- ◆町営住宅家賃減免事業
- ◆災害公営住宅家賃低廉化事業
- ◆東日本大震災特別家賃低減事業
- ◆町営住宅の在り方と適正な管理戸数の検討

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
木造住宅耐震診断 助成事業	木造住宅の耐震診断費用の一部を助成した戸数	戸	0	11	30
木造住宅耐震改修 助成事業	耐震診断を実施した木造住宅の改修費用の一部を助成した戸数	戸	0	0	5

～ 関連する SDGs のゴール ～



第3項 適正な土地利用の推進

1 現状と課題

本町の土地利用区分は、都市計画区域14.77km²、農業振興地域89.91km²、森林地域236.14km²となっており、それぞれの法律に基づいて土地利用の促進及び規制が行われています。

土地利用については、都市機能の拡散により生活サービスの提供が困難になりかねないことから、中心市街地と地区生活拠点にそれぞれの役割に応じた都市機能を集積させることで、コンパクトで暮らしやすいまちづくりが求められます。

また、高齢化に伴い遊休農地の増大が予想されることから、自然環境の保全を基本としつつ、都市と農業との調和の取れた土地利用を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

各地区の防災集団移転促進事業により買い取りした町有地（移転元地）など、復興関連事業により生じた町有地の利活用を計画的に推進する必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

（1）計画的な土地利用の推進

山田町都市計画マスタープランに基づき、用途地域、地区計画、都市施設等の決定または変更を行うとともに、適正な民間開発の誘導と乱開発の防止に努めます。

また、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進するために、都市計画マスタープランの一部である立地適正化計画を策定し、必要な施策に取り組みます。

（2）国土調査の推進

国土調査事業については、事前調査、現地立会などの協力体制の確保に努めつつ、現地調査を進めます。

また、地籍支援システムを活用し、土地に関する基礎資料の適正な管理に努めます。

（3）町有地の利活用の推進

復興関連事業により生じた町有地について、その土地利用の具体的なニーズの把握に努め、利活用を進めるとともに、民間等の利用促進を図り

ます。

3 主な具体的取り組み （○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 国土調査事業
- 立地適正化計画策定事業
- ◆町有地の利活用に向けた検討
- ◆地域の実情を踏まえた都市計画の見直し

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
国土調査実施率	調査対象地域面積(本町面積から国有林野等除外地域を除いた地域)のうち国土調査を実施した面積の割合	%	34.6	47.3	64.1
山田地区防災集団移転促進事業移転元地の利用率	移転元地空き画地の貸付による利用率	%	6.2	26.7	40.0

～ 関連する SDGs のゴール ～



第3節 生活に密着した基盤施設の整備

健康で快適な生活を送る上で必要となる上下水道や廃棄物処理施設などは、一定規模以上の市街地と人口密度があって効率的な整備及び維持管理が可能となります。今後、進行が予想されている人口減少に即したコンパクトな市街地のなかで、計画的かつ効率的な整備及び維持管理を進めます。

第1項 上水道施設の整備

1 現状と課題

町の水道施設は、昭和25年の給水開始から70年となり、水道管をはじめとした水道施設の老朽化が進んでいます。安全で安心な水を安定的に供給するために、老朽化した水道管や機械設備などの更新を進める必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

（1）上水道管路の更新

安全で安心な水を安定的に供給するため、老朽管から耐震管への布設替えを進め、地震災害に強い管路の構築を図ります。

（2）水道施設更新計画の策定

水道施設台帳の更なる整備を図り、水道施設更新計画を策定することにより、今後の更新費用を見込んだ効率的で質の高い経営を目指します。

（3）中央監視システムの更新

施設の安定稼働と効率的な監視体制を継続するため、更新時期を迎えた中央監視システムを整備します。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 長林地区老朽管更新事業
- 水道施設中央監視システム更新事業
- 水道施設台帳整備事業
- ◆漏水調査業務委託事業

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
給水普及率	水道の給水を受けている割合(給水人口÷給水区域内人口×100)	%	94.7	95.7	97.0
有収率	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標(年間総有収水量÷年間総配水量×100)	%	72.3	76.2	78.6

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2項 下水道施設の整備

1 現状と課題

町内で発生する生活排水や産業排水は山田湾、船越湾の水質汚濁の大きな要因となっており、水産業を基幹産業とする本町では、公共下水道事業、漁業集落排水処理事業、浄化槽設置事業等の整備促進により、公共用水域の水質浄化に努めています。供用開始している施設等については、その機能保持のため機器の補修や更新が必要となっています。

2 今後の取り組みの方向性

（1）公共下水道事業の推進

下水道整備計画により公共下水道事業を推進し、公共用水域の水質保全と快適な居住環境の整備に努めます。特に、整備途中である山田処理区の整備を進め、令和7年度の概成を目指します。

また、公共下水道に対する地域住民の理解と協力を求めながら、下水道接続率の向上を図ります。

（2）漁業集落排水処理施設の適正な管理

すでに供用開始している漁業集落排水処理施設の適正な管理に努め、計画的な修繕や更新を実施するとともに、接続率の向上を図ります。

（3）合併処理浄化槽の普及推進

公共下水道事業及び漁業集落排水処理事業の区域外については、合併処理浄化槽の普及を推進し、水質汚濁の防止と生活環境の向上に努めます。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 公共下水道整備事業
- 浄化槽設置整備事業
- ◆公共下水道接続促進事業補助金
- ◆排水設備等工事資金利子補給補助金
- ◆施設等の長寿命化計画策定

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
公共下水道区域の整備人口普及率	整備人口(接続できるように整備された区域内の人口)÷住民基本台帳人口	%	23.3	44.7	56.8
漁業集落排水区域の整備人口普及率			14.1	14.5	14.9
合併処理浄化槽の整備人口普及率			18.9	14.7	18.1
町全体の汚水処理人口普及率			56.3	73.8	89.8

～ 関連する SDGs のゴール ～



第3項 適正な廃棄物処理の推進

1 現状と課題

環境負荷の少ない循環型社会の構築が求められるなか、本町においても、資源ごみの分別収集品目の拡大とその共同処理を通じてごみの減量化と再資源化に取り組んでいます。平成30年度の本町の生活系ごみ排出量は651グラム/日・人と県平均（635グラム/日・人）を上回り、リサイクル率も13.3%と県平均18.2%を下回るなど、排出量の抑制と資源化率の向上が課題となっています。

このことから、取り組みの主体となる町民の意識啓発が重要であり、県が行う「もったいない・いわて3R運動」のごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）に積極的に取り組む必要があります。

また、住宅再建等が進み、新たな市街地や道路網に合わせた一般廃棄物の収集コースの見直しなど、収集運搬体制を整備する必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

（1）廃棄物排出の抑制とリサイクルの徹底

「3R運動」を基調とするライフスタイルの定着化や事業活動を促進するため、町民に対する普及啓発に努めます。

また、リサイクル活動への支援を継続し、町民による自主的な資源の有効活用を促進します。

（2）不法投棄の防止と廃棄物の適正処理

ごみの不法投棄を未然に防止するため、関係機関や県の産業廃棄物適正処理指導員と連携しながら、町民や事業者に対する意識啓発に努めるとともに、農林水産業系廃棄物の適正処理を進めます。

（3）収集処理体制の充実

新たな市街地や道路網にあわせ、一般廃棄物の収集運搬が円滑に行われるよう、体制の整備に努めます。

また、宮古地区広域行政組合のごみ処理施設等の改修により、廃棄物処理体制の充実に図ります。

3 主な具体的取り組み （○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

○廃棄物再生利用施設重機車両整備（更新）事業（負担金）

◆町ごみ集積箱設置補助事業

◆3R運動の普及啓発活動

◆子供会等へのリサイクル資源回収事業報奨金の交付

◆不法投棄の未然防止のための啓発活動

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
ごみ総排出量	宮古地区広域行政組合 に搬入のごみの量	トン	5,221	5,130	4,072
一人1日当たり総排 出量	生活系ごみ、事業系ごみ の年間合計を人口と年間 日数で除した値	グラム	825	857	752
リサイクル率	リサイクル量をごみ総排 出量で除した値	%	13.8	13.15	16.6
集団回収量	リサイクル資源回収団体 (町登録)の回収量	トン	333	314	273

～ 関連する SDGs のゴール ～



第4項 生活に必要なその他施設の整備

1 現状と課題

新たに建設されたやまだ斎苑（町営火葬場）は、商業施設や住宅地に近接していることから、景観に配慮する必要があります。

また、後楽墓地（町営墓地）の通路等施設は経年劣化により損傷が激しいことから、施設を改修する必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

（1）景観に配慮した火葬場周辺の整備

地域の景観に配慮した施設周辺の整備を進めます。

（2）町営墓地の適切な維持管理

施設の老朽化に対応するよう、改修及び維持修繕を計画的に行い、適切な維持管理に努めます。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

○やまだ斎苑植栽整備事業

○後楽墓地改修事業

～ 関連する SDGs のゴール ～



第4節 人と自然が共生する環境の保全

先人から受け継がれてきた、海、川、森などの町の豊かな自然環境の保全については、その重要性に対する町民の意識向上を図りながら、良好な環境を未来の町へと引き継いでいきます。

また、地球環境問題への対応は、我が国の一人ひとりが取り組むべき課題であり、それぞれの立場で主体的・具体的に行動を起こしていきます。

第1項 豊かな自然環境の保全

1 現状と課題

本町は、三陸復興国立公園の中ほどにあり、長年船越半島を中心に優れた自然景観と動植物の植生が守られ、山田湾、豊間根川を含む三陸ジオパークが日本ジオパークに認定されています。

また、山田湾や船越湾は、町の主要産業である水産業にとって重要な生産の場であり、貴重な観光資源でもあることから、これまで海を中心とした自然環境を保全する取り組みが行われてきました。

こうした豊かな自然環境については、これからも「自然との共生」という視点を持ち、生態系に配慮しながら希少野生動植物の生息・生育環境の保全などの対策を進め、次世代に確実に引き継いでいくことが必要です。

このことから、農林漁業関係者や自治会等のコミュニティ組織と連携した持続的な自然環境保全活動の推進が必要です。

2 今後の取り組みの方向性

(1) 町内環境保全団体等の活動支援

良好な環境を保全、創造するため、町内各地区の環境保全実践団体等の活動を支援するとともに、「ごみゼロ作戦」等を連携して実施し、環境保全活動の推進を図ります。

(2) 自然環境保全意識の普及・啓発

町民のなかに身近な自然環境を守り育てていくという意識を育むため、生態系や自然景観などに配慮する自然保護思想の普及啓発に努めます。また、野生動植物の保護のため、生息・生育状況などの把握に努めるとと

もに、町民への情報提供に努めます。

（３）自然公園の保全と利用促進

三陸復興国立公園内の自然景観や動植物などの保護を行いながら、自然公園施設の利用促進に努めます。

（４）三陸ジオパークの保全と活用

三陸ジオパークの景観や自然環境の保全に努めるとともに、学習や観光など様々な分野での活用を推進します。

3 主な具体的取り組み （○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

○三陸ジオパーク推進事業

◆町内環境保全団体の活動支援

◆海、河川等の保全運動の推進

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2項 地球環境問題への取り組み

1 現状と課題

温暖化や大気汚染など地球全体の環境問題は、地球上で生活する人間一人ひとりの生活行動や企業の事業活動に起因するものであり、本町を含む全ての住民が身近な問題として意識を持ち、具体的な行動を起こすことが重要です。

しかし、こうした地球環境問題に対する意識はいまだに高いとは言えない状況であるため、環境基本計画を通じて、環境保全や温暖化対策などの取り組みを総合的、体系的に進めていく必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

(1) 環境保全対策の推進

環境保全や温暖化対策などの取り組みを総合的、体系的に進めていくため、環境基本計画の見直しを実施します。

(2) 省資源・省エネルギーの推進

環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、省資源・省エネルギー行動の普及啓発や資源リサイクル活動などの促進に努めます。

(3) 地球温暖化対策の推進

事業者である町が率先して温暖化防止対策を進めるとともに、環境への負荷の少ない新エネルギーの普及・啓発に努めます。

また、温暖化や大気汚染などの地球環境問題に対する意識啓発を促進し、日常生活や事業活動のなかで具体的な行動や対策が実行されるよう努めます。

(4) 環境教育と環境学習の推進

環境保全に対する町民一人ひとりの意識を高めるため、児童期からの環境学習を促進するとともに、環境美化やリサイクル活動などに取り組む環境保全活動団体等の育成・支援に努めます。

3 主な具体的取り組み (○は実施計画事業、◆は取り組み内容)

○環境基本計画等策定事業

○住宅用太陽光発電設備導入促進事業（再掲）

◆児童を対象とした水生生物調査の実施

◆子供会等へのリサイクル資源回収事業報奨金の交付（再掲）

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
リサイクル活動団体 数	リサイクル資源回収事業 登録団体数	団体	9	9	10

～ 関連する SDGs のゴール ～



第3章 地域特性を生かした産業の振興

第1節 地域資源を生かした農林水産業の振興

本町の農林水産業を魅力的で力強い産業にするため、品質の向上と安全性の確保とともに、商工業や観光との連携による付加価値の向上、販路の拡大を図ることで、全国にファンを持つ山田町ブランドの確立を目指します。

また、担い手の育成や法人化等による経営基盤の強化と併せて、農山漁村の活性化を図ることで、里山や海の恵みを次の世代に継承していきます。

第1項 水産業の振興

1 現状と課題

恵まれた漁場を有する本町は、増養殖を中心とする水産業が基幹産業であり、長期に渡って町の経済を支えてきました。

カキ、ホタテなどの養殖漁業は、ブランドの再生や外来種による被害への対策が引き続き課題となっています。一方で、国産品の需要が高まっているアサリは、養殖種目の導入に向けた試験養殖が進められています。

アワビ、ウニなどの採貝藻漁業の漁獲量は、回復傾向にあるものの、震災前の水準まで回復しておらず、漁船漁業では、震災後の減船に加え、イサダ漁やコウナゴ漁等の不漁による水揚げの低迷が続いています。主要魚種である秋サケの記録的な不漁を背景に、県沿岸部では、サケ・マス類の試験養殖に乗り出す動きが相次いでおり、新たな養殖種目の導入が求められています。

また、漁業従事者の減少と高齢化は大きな課題であり、人材の確保・育成に長期的に取り組んでいく必要があります。

漁場環境の保全については、漁港に打ち上げられた流木や漂着ゴミの処理を継続的に進めていく必要があります。また、漁業系廃棄物については、再資源化や利活用を含め適正に処理する必要があります。

漁港施設については、老朽化による更新時期を迎えており、施設の長寿命化と更新コストの削減を図るため、機能保全計画に基づき補修対策工事を実施していく必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

（１）漁業経営基盤の安定化と新規就業者の確保・育成

漁家経営の安定を図るため、制度資金に対する利子補給を実施するとともに、漁業共済制度の加入促進を図っていきます。

また、漁業担い手の確保・育成を図るため、新規就業者に対し助成を行うほか、「山田町漁業就業者育成協議会」や「いわて水産アカデミー」と連携し、就業者の確保に努めます。

（２）水産資源の回復と新たな養殖種目の検討

主要魚種である秋サケの回帰率向上のため、国・県に対して稚魚放流後における減耗要因の早期解明を要望するほか、従来のふ化放流事業にとどまらず、新たに取り組むつくり育てる漁業の可能性について検討を進めます。

磯根資源の回復を図るため、漁協が行うアワビ等種苗放流に対し、助成を行います。

養殖種目の導入に向けたアサリの試験養殖に対し、支援を継続するとともに、アサリ漁場の環境整備の検討を進めます。

（３）漁場環境の保全と美化

養殖漁場の環境を保全するため、漁場や漁港等の清掃活動のほか、漁業系廃棄物の適正な処理を促進するため、関係団体と連携し取り組みます。

（４）ブランド化の推進と販売拡大

漁協や関連団体と連携しながら、殻付きカキなど水産物の付加価値の向上に努めるとともに、各種イベントを通じて山田ブランドの再生に取り組めます。

（５）漁港施設の機能保全

漁港施設の機能保全計画に基づき、計画的に補修対策工事を実施していくとともに、県と連携して安全で使いやすい県営漁港の整備に努めます。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

○漁港施設機能保全事業

- アサリ漁場環境整備事業
- 県営漁港整備事業（負担金）
- つくり育てる漁業の再生（アワビ等種苗放流）事業
- 町漁業就業者育成対策事業
- 豊かな浜の担い手育成事業
- 漁業近代化資金利子補給事業
- 地域再生営漁活動支援事業
- 特定養殖共済掛金助成事業
- 漁獲物品質向上支援事業
- 東日本大震災漁業経営復興特別資金利子補給事業
- 施設共済掛金助成事業
- ◆海面魚類の試験養殖に向けた支援
- ◆秋サケの資源回復（国・県要望）
- ◆海面魚類養殖の生産技術確立（国・県要望）
- ◆磯根資源の回復（国・県要望）

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
サケ漁獲量	町内魚市場に水揚げされるサケの量	トン	816	130	800
アワビ漁獲量	町内で漁獲されるアワビの量	トン	19	14	17
殻付カキ生産量	町内で生産される殻付カキの量	千粒	4,006	2,679	3,600
ホタテガイ生産量	町内で生産されるホタテガイの量	トン	678	442	590
ウニ漁獲量	町内で漁獲されるウニの量	トン	18	15	16
新規漁業就業者数	新規に町内漁協の正組合員となった人数（累計）	人	6	7	20

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2項 農林業の振興

1 現状と課題

本町の農業は、農家の経営規模が小さく、小規模な耕地が点在するなど生産条件が良好とは言えない状況が長く続いてきましたが、東日本大震災以降に実施した区画整理事業により、ほ場の大区画化が進みました。しかしながら、農業者の高齢化や担い手不足により遊休農地の増加が問題となっており、新たな担い手の確保と、地域の農業の活性化が重要な課題となっています。

畜産業については、山田町たい肥センターのたい肥販売支援策を講じ、経営の安定化を図る必要があります。

山林・林業の現状については、長引く木材価格の低迷を受け、山林経営意欲の低下を招いている状況にあります。また、林業経営者の高齢化、後継者不足が懸念される中、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるため、適時適切な施業が不可欠であり、森林経営管理を促進する必要があります。

また、近年、ナラ枯れ被害が顕著であり、シイタケ原木の確保や景観への影響が懸念されることから、被害拡大の防止に努める必要があります。

特用林産物であるシイタケの生産促進においては、生産者の高齢化による廃業など、担い手不足が懸念されることから、新規就業者の確保・育成が課題となっています。

2 今後の取り組みの方向性

（1）農地の保全・有効利用と経営の効率化

区画整理事業によって大区画化されたほ場については、引き続き、農地中間管理事業を活用して営農意欲を持つ担い手に農地を集約化し、有効利用と経営の効率化を進めます。

また、土壌診断の実施とともに、作物に合った土づくりを支援し、単位面積あたりの収量や収入の増加を後押しします。

（2）新規就農希望者支援

新規に就農を希望する者が行う営農研修の受入れ先を支援し、新規就農者の確保を目指します。

（３）畜産業の振興

畜産農家の飼養技術向上のため、関係機関と連携するとともに、繁殖素牛の購入に要する費用を補助するなど、意欲ある生産者を支援します。

また、たい肥センターにおいては、家畜排せつ物の適切処理と、たい肥の販売数量の増加を図ります。

（４）農作物被害防止対策の強化

電気牧柵、侵入防止柵等の資材購入経費に対する補助を実施し、鳥獣による農作物被害防止対策の強化を図ります。

（５）新たな森林経営管理制度に基づいた民有林森林施業の推進及び各種補助制度の導入支援

森林所有者に代わって、町が経営管理することも可能となったことから、意向調査を実施のうえ、適宜施業を推進します。

また、自主的な経営管理実施者においては、各種補助制度の導入・活用の支援に努めます。

（６）特用林産物の生産振興

生産者の生産意欲向上を図るため、各種支援事業を推進するとともに新規就業者の確保に努めます。

（７）町有林整備事業の推進

町有林については、主伐・間伐及びその後の造林を計画的に実施し、安定的な財産収入が得られるよう、効率的な森林経営に努めます。

（８）森林病虫害対策の推進

ナラ枯れ被害の拡大防止のため、関係機関と連携し、被害木調査と害虫駆除に努めます。

３ 主な具体的取り組み （○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

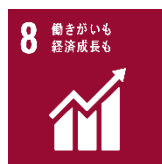
- 県営農業農村整備事業農地中間管理機構関連農地整備事業（負担金）
- 多面的機能支払交付金事業
- 豊かな土づくり支援事業
- 土地改良区育成支援事業
- いわて地域農業マスタープラン実践支援事業
- 新規就農者研修受入支援事業

- 繁殖素牛購入支援事業
- 農作物被害防止対策事業
- 山田農業まつり開催支援事業
- 森林環境譲与税活用事業
- 森林づくり事業
- 森林整備地域活動支援事業
- 特用林産物生産促進支援事業
- 特用林産施設体制整備復興事業
- いわて消費者理解増進対策事業
- 林業成長産業化総合対策事業
- 森林病虫害等駆除事業
- ◆中山間地域等直接支払事業
- ◆環境保全型農業直接支払交付金事業
- ◆森林環境保全直接支援事業

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
たい肥販売数量	堆肥センターで製造した 堆肥の年間販売数量	トン	1,502	1,363	1,600
乾シイタケ生産量	町内で生産される乾シイ タケの量	トン	2.9	4.6	5.0
生シイタケ生産量	町内で生産される生シイ タケの量	トン	1.1	0.9	2.0
新規農業就業者 数	生活の主な状態が「農業 への従事」となった者の 人数(累計)	人	1	0	2

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2節 町の活力を担う商工観光業の振興

商工観光業は地域経済の中で非常に重要な役割を果たしており、多くの人々で賑わう商店街や観光地は町の活力を生み出す源にもなります。このため、商業については、まちなかの賑わい創出のため、商店街でのユニークなイベントの開催や新規出店、起業・創業の支援などに取り組みます。工業については、食品製造加工業やコネクタ・金型製造業などの既存の産業集積とも連携を図りながら、交通便利性の高い未利用地への企業誘致を進めます。観光業については、山田独自のイベントの開催、観光資源を活用した観光商品を提供しながら、交流人口の拡大に努めます。

第1項 商業の振興

1 現状と課題

町内及び近隣市町への大型・中型の商業店舗進出により、町内の個人商店での購買比率は年々減少傾向にあり、少子高齢化の進展、地域間競争の激化、消費者ニーズの多様化が進む中、地域の特性を生かした魅力ある商店街づくりが課題となっています。経済環境の急激な変化に対応していくため、商業者自らの創意工夫により、経営体力の一層の強化を図るとともに、魅力ある商店として消費者ニーズに対応した品揃えやサービスの提供を推進し、町内購買力の向上を図る必要があります。

中心市街地の再生については、平成27年3月に策定した「山田町まちなか再生計画」に基づき、事業者や関係団体と協働し、賑わいのあるまちづくりを進めてきました。本町におけるエリアマネジメントは、商業環境の特性から、まちなか再生区域内だけではなく、その周辺部も含めた中心市街地全体を範囲としたマネジメントを念頭に置いており、その役割・範囲ともに広く多様な業務になると考えられることから、商工団体等による議論も踏まえ、エリアマネジメントの在り方を検討していく必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

(1) なりわい再生と魅力ある商店街の形成

商店など小規模事業者の経営安定のため、町融資制度等の利用促進に努めるとともに、被災事業者の再建後も必要に応じ国や県の各種制度等を活用しながら支援を行います。

商店街については、商業者の自主的なイベント等の取組みを支援するとともに、まちづくりをリードする人材の育成に努めます。

中心市街地全体の賑わいづくりと良好なコミュニティ形成に向け、中心市街地エリアマネジメントを検討するとともに、まちなか交流施設を管理する共同店舗棟建設運営会社への支援を行い、まちなか再生エリアの賑わいの創出に努めます。

（２）消費者ニーズに対応した商業活動の充実・支援

商工会等関係機関と連携し、個店経営の情報化・高度化を促進し、消費者ニーズを掘り起こしていく商品開発やサービスの提供により、消費者に支持される小売店の育成に努めます。

（３）企業の育成・支援

企業の規模拡大や経営基盤の強化を図るため、事業支援制度の拡充に努めるとともに、融資制度や利子補給の効率的な導入が図られるよう、金融機関等関係機関と連携し、中小商工業金融対策基金の融資や制度などの周知と利用普及に努めます。

（４）起業・創業、円滑な事業承継等の支援

町内における起業・創業を商工会・金融機関等と連携して継続的にバックアップします。また、親族・従業員等への事業承継を円滑に進めるため、県や商工会等と連携し、新規出店支援も含め必要な施策を実施します。

（５）特産品開発とふるさと納税の促進

地場産品の高付加価値化により新たな特産品開発の促進に努めるとともに、産業支援機関等の連携で、地域の特色ある個性的な新製品の開発で、産業の創出が図られるよう努めます。

ふるさと納税の促進のため、地元事業者と連携し、地域の特色のある返礼品の開発を進めるとともに、効果的なPRと運用に努めます。

（６）山田地区防災集団移転促進事業移転元地の土地利用促進

商工業をはじめとする産業用地として幅広い業種の立地を目指し、復興庁等の各種事業の活用も視野に復興後のなりわいを担う新たなエリアとして利活用を推進します。

(7) 買い物弱者への支援

高齢化率の高い地区における商店が引き続き地域の身近な買い物の場といった役割を担えるよう、商工会と連携し経営の支援に努めます。同時に買い物弱者への支援について検討を進めます。

(8) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により売上が低迷する事業者に対しては、国や県等の各種支援策を周知するとともに、町独自の支援を間断なく実施し、事業者等の活動をあらゆる面からサポートし、町経済の浮揚に努めます。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 中小商工業金融対策融資事業
- 中小商工業融資利子等補給事業
- 中小企業被災資産復旧費補助事業
- 中小商工業災害復旧融資利子補給事業
- 駅前拠点施設商業復興推進事業
- 商工会支援事業
- やまだ創業サポート事業
- 新規出店者経営支援事業
- ふるさと特産品推進事業
- ◆国県等の各種融資・助成事業の利用促進
- ◆商店街における商業イベント事業の支援
- ◆中心市街地エリアマネジメント体制の構築に向けた検討
- ◆共同店舗棟建設運営会社への運営委託と効果的な運営体制の構築
- ◆関係機関と連携した起業・創業、事業承継支援
- ◆新規出店者に対する経営支援
- ◆新たな特産品の開発及び販路拡大支援
- ◆ふるさと納税の促進
- ◆物産フェア等への参加促進
- ◆企業誘致や立地の推進
- ◆買い物弱者支援
- ◆新型コロナウイルス感染症対策事業の実施

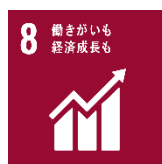
4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H26)※1	現状値 (H28)※2	目標値 (R7)
従業者1人当たり 卸・小売販売額	従業者1人当たり年間販 売額	万円	2,378	2,178	2,200
指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
新規出店店舗数	町内に新たに新出した店 舗数(累計)	件	0	0	21
新規創業者数	町内で新しく事業を始め た件数(累計)	件	3	2	25
ふるさと納税件数	払込済となっている寄付 の件数	件	4,861	2,835	15,000

※1 平成26年商業統計参照

※2 平成28年経済センサス参照

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2項 工業の振興

1 現状と課題

本町における工業は、第1次産業の生産物を原材料とする食品製造業と、コネクタ・金型製造業などの軽工業が中心となっています。地域産業活性化の中核として発展して行くためには、多様化する市場ニーズや社会経済環境の変化に的確に対応できるよう、情報化や人材育成、企画開発力や市場開拓力の強化、資金調達の円滑化、企業経営に関わる国際規格の認証取得など、企業経営の高度化を図る必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

(1) 企業の誘致促進

企業誘致や立地にあたっては、工業団地の維持管理に努めるとともに、各種助成制度の活用により企業負担軽減を図り、本町に進出しやすい環境の整備に努めます。

町北部については、コネクタ関連産業をはじめとした電子部品製造業が立地しており、業容拡大等に向けた支援を図ります。また、内陸との結節点にある宮古地域や物流拠点が存在する内陸地域とのアクセスを活かした企業誘致を進めるため、山田北インターチェンジのフルインター化に向けた取り組みを推進します。

防集移転元地については、一定の敷地が確保できるメリットを生かし、国や県の優遇施策エリアの指定を図り、関係機関と連携しながら企業誘致に努めます。

(2) 地場産業の育成

企業の規模拡大や経営基盤の強化を図るため、各種事業支援制度の活用を促進するとともに、融資制度や利子補給の効率的な導入が図られるよう、融資制度等の周知と利用普及に努めます。

3 主な具体的取り組み (○は実施計画事業、◆は取り組み内容)

- 山田町工場誘致条例に基づく利子補給事業
- 中小企業災害資産復旧費補助事業（再掲）
- 中小商工業金融対策融資事業（再掲）
- 中小商工業災害復旧融資利子補給事業（再掲）

- 中小商工業融資利子等補給事業（再掲）
- ◆山田町企業立地補助金交付事業
- ◆関係機関と連携した起業・創業、事業承継支援（再掲）
- ◆企業誘致や立地の推進（再掲）
- ◆三陸沿岸道路山田北インターチェンジのフルインター化及び機能強化要望（再掲）

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (H30)※1	目標値 (R7)
従業者1人当たり製造品出荷額	従業者1人ひとり年間出荷額	万円	1,788	2,048	2,100

※1 令和元年工業統計（平成30年実績）参照

～ 関連する SDGs のゴール ～



第3項 観光の振興

1 現状と課題

本町を訪れる観光客数は震災以降、年間約23万人程度で推移してきましたが、鉄道の復旧や三陸沿岸道路の整備の進捗により、観光を切り口とした人とモノの流れは今後大きく変わろうとしており、この変化に的確に対応した観光振興施策の展開が求められています。

新たに建設する道の駅は、交流人口拡大の起爆剤として期待されており、観光を生かした地域経済の発展に確実に結び付ける仕組みづくりが必要です。

本町では、山田湾や船越湾、船越家族旅行村、かき小屋、鯨と海の科学館の活用や、本町の自然や文化、産業、震災をテーマとした体験観光プログラムの提供による観光客誘致に取り組んできました。

令和元年東日本台風によりオートキャンプ場は被災し再整備が必要となっていますが、震災により被害を受けたオランダ島は海水浴場として10年ぶりに復活し、浦の浜地区に整備したシーカヤック艇庫も供用開始したところであり、地域の宝をフル活用した体験型観光プログラムの整備と拡充を図る必要があります。

多くの観光客を誘致するためには、受け入れ体制の整備が欠かせません。外国人観光客の受け入れのための環境整備に取り組む必要もあります。

2 今後の取り組みの方向性

(1) 新たな道の駅の建設

三陸道が全線開通することで、多くの観光客が本町に来やすくなります。そうした外の方をおもてなしし、喜んでもらい、地域の生産者・事業者相互が元気になるような良い循環を生み、地元の方が日常的に憩い、楽しめ、喜ばれる新たな道の駅を建設します。

(2) 観光資源の活用と体験型観光の推進

町内事業者が主体となって取り組む「養殖筏見学」や「震災語り部」など、自然や文化、産業、震災をテーマとした体験型観光は、旅行事業者等にも広く認知されているところであり、新たな旅行商品の開発を支援しながら観光客の誘致を図ります。

本町の観光資源の象徴であるオランダ島の再整備が完了したことから、

マリンレジャーやマリンツーリズム等の拠点としての活用を図るとともに、無人島キャンプや島探検など、島内でしか体験することができない体験プログラムの提供に努めます。

海洋性体験型観光の拠点である浦の浜地区は、シーカヤック艇庫の完成により、観光資源としての価値がさらに高まったところであり、周囲に立地する船越家族旅行村、かき小屋、船越公園、鯨と海の科学館などと連携し、エリア全体の利用促進に努め、交流人口の拡大を図ります。また、マリンレジャーと「三陸ジオパーク」のジオサイト、「みちのく潮風トレイル」の山田ルートなどを複合的に結び付けた体験プログラムの開発と拡充に努めます。

（３）地域ブランドの向上と情報発信

本町の優れた海産物や農林産物を生かした特産品や郷土食の掘り起こしや磨き上げを行うとともに、新たな商品開発を促進し、これらのブランド化を目指します。

観光協会が運営する「かき小屋」は、誘客力があり周辺への波及効果もあることから、本町の観光のブランドイメージを高める施設として、今後も育成を続けていきます。また、新たな道の駅は、地域の特産品を紹介する観光案内機能と情報発信機能を併せ持つ施設であり、観光と物産を基軸に各産業に相乗効果をもたらす仕組みづくりを検討します。

そのほか、イベントの開催における販売、ふるさと納税に対する町特産品の返礼やPR、観光ポスター・マップ・パンフレット等の作成・配布、町及び観光協会のホームページの充実、SNSを活用した情報提供など、PR活動を強化します。

（４）観光推進体制の構築

交流人口の拡大を図るため、行政、事業者、個人等が連携し、協働で本町の観光事業を推進します。

多様化する観光ニーズへの対応、観光資源の積極的な発信のためには、観光のワンストップ窓口や旅行案内の調整役が必要であることから、観光協会と連携してその充実を図ります。

また、外国人観光客の受け入れのための環境整備を図ります。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 新道の駅整備事業
- 地域おこし協力隊推進事業

- 山田の魅力発信事業
- イベント開催事業
- 観光情報発信事業
- 観光協会支援事業
- 体験観光推進協議会支援事業
- 海洋性体験型観光普及事業
- 三陸ジオパーク推進事業（再掲）
- ◆エコツーリズムなどの体験型観光の推進
- ◆マリンツーリズム山田などの民間団体の支援
- ◆みちのく潮風トレイル山田町ルートの利用促進と保全の体制づくり
- ◆効果的な情報発信の推進及びメディア取材に対する積極的な協力
- ◆インバウンド対応を考慮した観光ガイド・リーフレット等の作製
- ◆船越家族旅行村施設の維持管理
- ◆オートキャンプ場の再整備
- ◆海洋性体験型観光拠点であるシーカヤック艇庫の活用
- ◆特産品の開発
- ◆観光イベント等の検討
- ◆荒神海水浴場への新たなアクセスルートの検討
- ◆県観光協会や三陸復興国立公園協会への助成と連携強化
- ◆関係機関・団体と一体となった各種宣伝・誘客活動の実施

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
観光客入込数	町内の観光施設利用者の延べ人数	千人回	219	231	250
指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
SNS フォロワー件数	Twitter, Facebook, Instagram, YouTube 等のフォロワー等合計数	件	-	1,700	3,000
体験型観光体験者数	やまだワンダフル体験ビューローを介して受入れた体験観光者数	人	-	2,700	3,400

～ 関連する SDGs のゴール ～



第3節 雇用の創出と就労機会の支援

町外へ転出した若者が再び町へ戻ってこられるよう、そして、本町に魅力を感じる人が移り住むことができるよう、優良企業の誘致や既存企業の産業領域の拡大を支援するとともに、移住者が住みやすい環境の整備を図ります。

また、若者が、安心して家庭を持ち、生活していくことができるよう、安定した雇用の確保を図るとともに、勤労者一人ひとりが能力を十分発揮できる労働環境の整備を促進します。

第1項 就労機会の支援

1 現状と課題

本町の就業者数は、生産年齢人口の減少に伴い年々減少する傾向にあることから、若い世代からお年寄りまで安定して働ける場の確保が必要となっています。

新規就労者にとって魅力ある就労機会を提供するためには、企業誘致による雇用創出と併せて、町内産業の総合的な振興を通じて新たな就労機会を増やす取り組みが必要です。また、今後は、新規卒業者等に加え、高齢者や女性の就労機会の拡大についても一層進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける企業に対する雇用維持の取り組みへの支援、再就職を進めるための支援及び新卒者の就職への支援を図る必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

（1）就労機会の情報提供

各種産業に対して想像力とチャレンジ精神あふれる人材の育成に努めるとともに、宮古地域雇用対策協議会へ参加し、ジョブカフェいわて等と連携を図りながら、新規学卒者が地元で就職できるよう、希望する職種とのマッチングに努めます。併せて、地元への就職を希望する求職者に対し、各種求人説明会の情報を提供、管内事業所見学会の開催等を実施するとともに、地元受け入れ体制の改善及び雇用開発促進を図ります。

(2) 再就職への支援

失業者の再就職を促進するため、雇用に結びつく職業訓練及び資格取得の支援に努めます。

3 主な具体的取り組み (○は実施計画事業、◆は取り組み内容)

○町漁業後継者育成対策事業 (再掲)

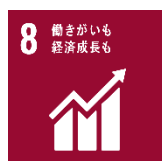
○豊かな浜の担い手育成事業 (再掲)

◆インターンシップの推進

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
インターンシップ新規実施企業数	インターンシップを実施した町内の企業件数	件	20	19	20

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2項 雇用の安定

1 現状と課題

令和2年3月現在の宮古公共職業安定所管内における雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、有効求人倍率が0.88倍と県平均の1.20倍を大きく下回りました。宮古管内の雇用情勢は、ほぼ全産業に渡り新規の求人が前年同月を下回っており、厳しい状況に置かれています。このため、企業の雇用維持の取り組みへの支援、離職者の再就職への支援、新卒者の就職への支援が求められています。

2 今後の取り組みの方向性

（1）中小企業の経営安定化支援

商店をはじめとする小規模事業者の経営安定に資するため、町中小商工業金融対策基金制度融資等の利用促進に努めます。

（2）雇用の安定

雇用の安定を図るため、宮古公共職業安定所と連携を図り就労に結びつく雇用情報を提供するとともに、魅力ある職場を提供するため、関係機関と連携して雇用の拡大に努めます。また、企業の雇用維持の取り組みを支援するため、町内の新規学卒者を雇用した町内事業者に対し奨励金を交付するほか、国及び県が実施する「雇用を維持しようとする企業への支援制度」の周知に努めます。

（3）出稼ぎ者の安全就労の推進

町外への出稼ぎ者の安全就労を図るため、出稼ぎ互助会への加入促進に努めます。

（4）企業の新型コロナウイルス感染症に対する雇用支援

雇用調整助成金の特例措置の情報提供、適切な助言・指導等、企業の雇用維持の取組を支援します。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

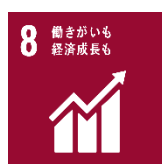
- 中小商工業金融対策融資事業（再掲）
- 中小商工業融資利子等補給事業（再掲）
- ◆新卒者ふるさと就職促進事業

- ◆雇用情報の提供
- ◆宮古地域雇用対策協議会への参加
- ◆宮古職業訓練協会への助成
- ◆離職者資格取得支援事業の実施
- ◆出稼ぎ互助会への加入促進
- ◆既存ストックを活用した企業誘致の検討（旧学校施設・町有地等）

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
新規学卒者町内就職率	近隣の高校の町内出身卒業者の町内就職者割合	%	6.6	6.1	6.6

～ 関連する SDGs のゴール ～



第3項 移住・定住の推進

1 現状と課題

本町では、進学や就職など様々な要因によって、転出者が転入者を上回る転出超過の状況が続いているため、人口減少が進行しており、産業の担い手の中心である生産年齢人口が減少傾向にあります。

生産年齢人口の減少は、労働不足を招き、雇用の維持が困難になるなど、産業の縮小や経済の停滞に繋がることから、町外からの移住・定住を推進し、転入者を増加させる必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

（1）U・Iターンの促進

移住相談会への参加や移住体験ツアーの開催により町の魅力を町外に発信するとともに、移住コーディネーターによる移住相談者へのきめ細かな対応を行うことで、移住希望者を増加させ、U・Iターンを促進します。

（2）移住者が住みやすい環境の整備

移住お試し住宅を活用し、移住前に町での生活を体験してもらうことで、移住への不安を解消させるとともに、空き家バンク制度や空き家リフォーム補助金など、町内の空き家を活用した移住者の住まいの確保を推進することで、移住者が住みやすい環境を整備します。

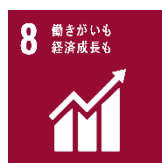
3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 移住定住促進事業
- 空き家リフォーム補助事業
- 移住支援金事業
- ◆移住お試し住宅事業
- ◆移住コーディネーターによる移住支援
- ◆空き家バンク制度の利用促進（再掲）

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
移住相談件数	町窓口や首都圏での移住相談会、オンラインによる移住相談など移住コーディネーターが受けた移住相談累計件数	件	－	23	30
移住支援金交付件数	東京圏から町に移住した者が登録企業へ就職し、定着に至った場合及び起業支援金の交付決定に至った場合に交付する山田町移住支援金の交付累計件数	件	－	0	5
移住お試し住宅利用件数	移住お試し住宅を利用した累計件数	件	－	0	25

～ 関連する SDGs のゴール ～



第4章 安全で安心な暮らしの確保

第1節 生命と財産を守る防災対策の強化

地震・津波・大雨・洪水等の緊急事態に備え、国や県、関係機関と連携協力しながら、町民の生命と財産を守る防災施設の整備、迅速な情報提供・応急対策に必要な防災基盤の整備を進めるとともに、過去の災害経験を踏まえて消防・救急体制、情報伝達体制の強化を図ります。

また、東日本大震災や令和元年東日本台風の教訓を踏まえ、災害記憶を後世にも伝えていくよう努めるとともに、震災後に生まれた子どもや転入してきたなど災害を経験していない方に対しても、広く防災教育を進めていきます。

第1項 防災施設・設備等の充実

1 現状と課題

本町では、明治29年の明治三陸大津波、昭和8年の昭和三陸大津波、そして、平成23年の東日本大震災津波などで多数の死者、行方不明者を出すなど、幾度となく津波による甚大な被害を受けてきました。

現在、町民の生命・財産を守るため、おおむね百数十年程度の頻度で起こり得る津波に対応した防潮堤の整備が進められていますが、防潮堤は「新たなまちづくり」の根幹を成すものであり、一日も早い完成が求められています。

また、近年は、局地的な豪雨等により甚大な被害が全国各地で発生しており、令和元年東日本台風では、経験したことのない土砂災害に見舞われ、台風災害の被害としては過去最大であったことから、風水害や土砂災害などの自然災害から町民の生命と財産を守るため、災害に強い町土づくりの実現が急がれています。

2 今後の取り組みの方向性

（1）備蓄・防災資機材の充実

災害発生直後から食料、飲料水、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要物資及び非常食の備蓄を継続的に推進するとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進します。

(2) 迅速な情報伝達に必要な防災基盤の整備

災害時等における迅速な情報伝達手段である防災行政無線については、戸別受信機の整備を促進し、難聴世帯の解消に努めます。

(3) 津波・高潮対策施設の整備促進

二級河川の関口川及び織笠川については、津波災害や高潮被害から地域を守るため、防潮水門の整備を中心とした三陸高潮対策事業（県事業）の促進に努めます。

また、県管理の漁港海岸防潮堤についても早期に完成するよう県と連携を図ります。

(4) 土砂災害や排水不良への対策

令和元年東日本台風で被災した準用河川等については、河道改修や河道掘削等の対策を中心に改良整備を順次進めます。二級河川については、河道掘削や支障木の伐採等を県に対し継続して要望します。

また、土砂災害や排水不良による住宅の浸水被害を防止するため、排水施設の整備や土砂等の流入防止対策を行うとともに、砂防堰堤や治山施設（県事業）の早期整備について要望します。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 非常食備蓄事業
- 防災行政無線戸別受信機整備事業
- 豊間根地区排水路整備事業
- 長林旧国道線排水施設整備事業（再掲）
- 田の浜地区排水施設土砂等流入防止対策事業
- 田の浜・小谷鳥線排水機能強化事業（再掲）
- 準用河川長内川浚渫事業
- 準用河川新田川浚渫事業
- 準用河川山の内川改修事業
- 準用河川女川改良整備事業
- 準用河川秀禅川改良整備事業
- 宅地耐震化推進事業（再掲）
- 柳沢北浜地区土地区画整理事業（再掲）
- がけ地近接等危険住宅移転事業（再掲）
- （1 災）公共土木施設災害復旧事業
- ◆三陸高潮対策事業（県事業）

- ◆二級河川の河道掘削（県事業）
- ◆砂防堰堤の整備（県事業）
- ◆治山施設の整備（県事業）
- ◆漁港海岸災害復旧（県事業）

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2項 防災体制の強化

1 現状と課題

東日本大震災だけでなく、近年全国各地において相次ぐ大規模な自然災害の発生により、防災に対する関心は高まっていますが、災害による犠牲者を出さないためには、町民一人ひとりが、家庭や地域社会において、自らの生命と財産は自分で守るという「自助」と「共助」の心構えを持って行動することが求められます。

災害から町民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心を確保するためには、町や防災関係機関による総合的な防災体制の構築とともに、地域防災力向上につながる消防団の充実強化を図ることが必要です。しかし、消防団については、人口の減少とともに、生産年齢人口の減少、消防団員の就業形態の変化により、災害発生時における消防防災力の低下が懸念されています。

2 今後の取り組みの方向性

(1) 災害時危機管理体制の充実

災害発生時における初動・応急対応や復旧対応が迅速・的確・円滑に行われるよう、町や防災関係機関における災害時危機管理体制の充実を図ります。

(2) ハザードマップの更新

自分が暮らす地域には、どのような災害の危険性があるか一人ひとり認識し、災害発生時に安全な場所に避難できるようハザードマップの更新を図ります。

(3) 避難体制の充実

地域防災計画の見直しにより各種災害に応じた避難所を指定し、情報伝達体制や避難所運営体制の整備に努め、町民が迅速かつ安心して避難ができるよう避難体制の充実を図ります。

(4) 消防体制の充実

広域消防と消防団の連携を強化し、消防団員の確保と災害活動の拠点となる消防防災施設等（消防屯所、消防ポンプ自動車、消防水利（防火水槽・消火栓）、小型動力ポンプ）の整備に努めます。

また、消防団の充実強化を進めるとともに、行政、消防、自主防災組織等の関係機関と一体となって地域の防災体制や防災機能の強化を図ります。

（５）救急体制の充実

年々増加する救急業務に対応するため救急活動の要である高規格救急車を更新整備し、救命率の向上に努めます。

（６）地域防災力の強化

自主防災組織の結成促進や育成支援に努めるとともに、県と連携してリーダーとなる防災士の養成を行い、地域防災力の強化を図ります。

（７）避難行動要支援者対策の強化

避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を関係機関と共有します。また、災害発生時には、従事する者の安全確保に十分に配慮して、避難行動要支援者への災害応急対策を実施します。

（８）災害時相互応援協力体制の充実

大規模災害時において、町単独では十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合に備え、他市町村に対し応援を要請するための相互応援協定の締結を進めます。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 消防団消防屯所建設事業
- 消防団消防車両整備事業
- 広域消防車両整備事業（負担金）
- 消防水利整備事業（地下式消火栓・耐震性貯水槽）
- 消防団小型動力ポンプ整備事業
- 地域防災組織育成助成事業
- 避難行動要支援者管理事業（再掲）
- ◆津波避難対策事業
- ◆防災士養成研修助成事業
- ◆火災予防、避難、応急救護等の講習会の実施
- ◆自主防災組織の結成促進
- ◆防災施設、設備、機器の充実

◆消防団員処遇改善事業

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
消防団員の充足率	消防団員の定数に対する現役団員の割合	%	79.3	76.8	80.0
消防水利の充足率	消防水利基準数に対する基準水利数の割合	%	59.9	84.0	90.0

～ 関連する SDGs のゴール ～



第3項 被災経験の継承

1 現状と課題

本町は東日本大震災で津波による甚大な被害を受け、また令和元年東日本台風ではこれまで経験したことのない土砂災害に見舞われました。町民の生命・財産を守るためにも、自然災害の記録と災害から学んだ教訓を確実に後世に伝えていくことが必要であります。

また、震災後に生まれた子どもや転入してきたなど災害を経験していない方が増えてきており、学校教育や社会教育の両面から防災教育を継続し、防災知識や災害対応能力を備えた人材を育成することが重要となっています。

2 今後の取り組みの方向性

（1）防災思想の普及・推進

避難、応急救護などを対象とする総合防災訓練の実施により、町民に対する防災知識の普及啓発に努めます。

また、自主防災組織、婦人防火クラブをはじめとする各種団体に対して火災予防、避難、応急救護などの防災に関する知識の普及啓発に努めます。

（2）災害危険性に対する情報の周知

過去の浸水区域等を示した津波防災マップや土砂災害ハザードマップなどを活用するほか、各種講習会や避難防災訓練等の機会を通じて、災害の危険性に関する情報の周知・啓発に努めます。

（3）災害記憶の伝承

過去に起こった災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めます。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。

3 主な具体的取り組み （○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

○地域防災組織育成助成事業（再掲）

◆総合防災訓練の実施

◆防災士養成研修助成事業（再掲）

◆災害記憶の伝承

◆学校における防災教育

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2節 町民生活の安全と安心の確保

事件や事故の無い明るく住み良いまちづくりには、そこに暮らす人たちが結束して自分たちの地域の安全を守るための活動に積極的に取り組むことが重要です。地域住民・事業所・行政・関係機関が一体となって地域安全活動を推進し、町民の安全・安心の確保を図ります。

また、ネット社会の普及により複雑多様化する消費者問題や、年々手口が巧妙になる特殊詐欺等に対して、意識啓発や相談体制の充実を図り、町民の身近な生活空間で起こるトラブルの未然防止に努めます。

第1項 交通安全の確保

1 現状と課題

本町では、高齢者が関係する事故割合も高く、今後も高齢化が進むなかで交通事故の件数も増加することが懸念されることから、交通事故防止に向けた持続的な取り組みが重要となっています。また、町道細浦・柳沢線の開通など道路事情が刻々と変化する状況に対応した交通事故防止対策が重要となっています。

さらに、交通安全の推進役となる町交通指導員の人員不足が喫緊の課題となっていることから、その解消を図ることが求められています。

2 今後の取り組みの方向性

（1）交通安全対策運動の推進

関係機関と連携し、ドライバーに対する交通ルール順守の徹底と、子どもや高齢者の交通事故防止のための啓発活動を進めます。

（2）交通安全教育の推進

歩行時や自転車通行時に必要な知識や技術を習得するとともに、交通安全に対する意識向上を図ることを目的として、子どもや高齢者を対象とする交通安全教室を開催します。また、交通安全教育の推進役となる町交通指導員の養成と人員不足解消に努めます。

（3）交通安全施設の整備

道路事情が大きく変化したことから、交通事故発生危険性に留意しつつ、カーブミラーなどの交通安全施設の適切な配置に努めます。

3 主な具体的取り組み （○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

○交通安全施設設置事業

◆全国交通安全運動による街頭啓発活動の展開

◆飲酒運転撲滅に向けた街頭啓発活動の展開

◆幼児、児童生徒及び高齢者を対象にした交通安全教室の開催

◆町交通指導員による街頭指導及び交通誘導活動

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
交通安全教育受講者数	町内の幼児、児童生徒及びその保護者や教員を対象に実施した交通安全教室の当該年度における延べ参加者数	人	1,462	1,317	1,500
町交通指導員数	交通指導員設置規則に基づく交通指導員の当該年度における在籍数(任期2年、定数20名以内)	人	8	11	17
交通事故発生件数	町内で発生した当該年度における交通事故件数	人	18	7	0

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2項 犯罪が起こりにくい環境の整備

1 現状と課題

犯罪の無い明るく住み良いまちをつくるには、そこに暮らす人々のコミュニティと防犯意識が不可欠であり、犯罪や事故を未然に防ぐ取り組みや、暴力行為に対する対策など、地域ぐるみの活動が重要となります。最近では、高齢世帯などを狙った悪質商法や特殊詐欺、子どもを狙った声かけ事案なども発生していることから、町民一人ひとりの高い防犯意識と地域の防犯体制の強化が求められています。また、地域安全活動の推進役となる町防犯隊員の人員不足の解消を図る必要があります。

消費者生活面での対策については、本町でも多重債務や悪質商法などの消費者トラブル解決が重要な課題となっており、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村の4市町村で共同設置した「宮古市消費生活センター」による相談事業などを中心に取り組みを継続していく必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

（1）地域の防犯活動の強化

地域安全活動の推進役である町防犯隊員の人員不足の解消に努めるとともに、町防犯協会や警察との連携により、各地区主体の取り組みを継続していけるよう支援を図ります。

また、反社会的組織による暴力行為を未然に防ぐため、「岩手県暴力団追放推進センター」及び「暴力追放宮古地区県民会議」との連携により「暴力団追放三ない運動プラス1」（恐れない、金を出さない、利用しない、交際しない）に取り組みます。

（2）民間交番やまだ地域安全センターの活用

各種関係団体や山田交番と連携し、地域の防犯・安全活動を行う拠点として、引き続き運営を支援します。

（3）防犯意識の向上

明るく住み良いまちづくりを目指し、町民一人ひとりが犯罪や事故に遭わないための安全意識の高揚を図ります。

また、高齢世帯などを特殊詐欺などから守るため、事件についての情報や防犯教室などの学習機会の提供に努めます。

（４）生活相談体制の整備

「宮古市消費生活センター」をはじめとした関係機関と連携し、町民の消費生活のトラブルを解決するほか、さらなる被害の未然防止に努めます。

3 主な具体的取り組み （○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- ◆町防犯隊員によるパトロール
- ◆各地区による青少年健全育成及び地域安全行事の支援
- ◆暴力追放運動などの活動を行う町地域安全推進連絡協議会などの取り組み支援
- ◆民間交番やまだ地域安全センターの運用支援
- ◆「宮古市消費生活センター」相談事業
- ◆「岩手県消費者信用生活協同組合」の消費者救済資金貸付事業

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
町防犯隊員数	防犯隊員設置規則に基づく防犯隊員の在籍数。任期2年。定数35名以内	人	12	13	19

～ 関連する SDGs のゴール ～



第5章 個性豊かな力強い人材の育成

第1節 心豊かでたくましく生きるひとづくりの推進

それぞれの個性を大切にし、年齢等に応じて全ての町民が学習活動に取り組めるよう、多様な学習機会の提供や生涯学習施設の充実を図ります。

また、寄り添いの心を大切にした学校教育により、児童生徒の確かな学力の定着、郷土愛と豊かな心の育成を図るとともに、教育相談体制の充実により、いじめや不登校等の問題の未然防止、早期対応に努めます。

さらに、関係団体等と連携した芸術文化活動の推進、歴史・文化遺産の保護・活用、競技スポーツにおける指導体制の充実などにより、芸術文化及びスポーツのさらなる発展を目指します。

第1項 人生を豊かにする生涯学習の推進

1 現状と課題

これまで、生涯学習に関する施策の総合的な推進を図るため、「山田町生涯学習推進本部」を設置し、推進体制の整備に努めてきました。

その結果、町民が学習意欲を持ち、趣味、健康・スポーツ、教養及び職業等に関するものなど、学習活動に進んで取り組んでいます。多様化・高度化する全ての学習ニーズへの対応が難しくなっています。

このため、生涯にわたり教育・学習活動を活発に行うことができる体制の整備を図り、活動の成果を適切に評価する必要があります。

また、「学校を核とした地域づくり」の実現に向け、体制を整備する必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

（1）生涯学習推進体制の充実

町の生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、山田町生涯学習推進本部の機能を十分に活用し、その活性化を図るとともに、生涯学習の振興に関する諸問題に対応するため、山田町生涯学習推進協議会内に地域学校協働本部を設置し、積極的な運営と情報の発信に努めます。

（２）家庭教育の推進

家庭を取り巻く環境の変化によって家庭における教育力の低下が指摘されていることから、保護者に対する各種学習機会の提供を通じて、子どものしつけなど家庭教育力の向上を目指します。

（３）学習活動の支援

生涯の各時期において求められる様々な学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めるとともに、学習会等の運営を支援する「生涯学習ボランティア」の育成とその効果的な活用に努めます。

（４）関係機関等との連携

山田町教育振興基本計画をもとに、生涯学習に関する施策を推進するため、行政、関係機関団体、民間等が相互に連携・協力を図りながら、事業の調整等に努めます。

（５）社会教育施設の活用

中央公民館をはじめ学習活動の拠点となる社会教育施設の有効活用を図るとともに、設備の老朽化が著しい施設の計画的な補修または更新に努めます。

3 主な具体的取り組み （○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 学校・家庭・地域連携協力推進事業
- 社会教育施設等ネットワーク整備事業
- 生涯学習推進事業
- ◆山田町生涯学習推進本部会議の開催
- ◆山田町生涯学習推進協議会の開催
- ◆生涯学習ガイドの発行等による学習機会の情報提供
- ◆人づくり町づくり町民のつどいの開催
- ◆各地区における生涯学習講座の実施
- ◆社会教育施設の計画的な改修

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
たんぽぽ学級受講者数	乳幼児とその保護者を対象とした講座の当該年度における受講者数	人	245	336	330

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
家庭教育学級受講者数	幼稚園児・保育園児・小学生・中学生とその親を対象とした講座の当該年度における受講者数	人	1,046	787	500
地域学校支援コーディネート事業地域住民参画者数	地域と学校が協働して子どもたちを育てる事業の当該年度における地域住民の参画者数	人	0	462	450
町立図書館蔵書冊数	町立図書館で保有する図書の冊数	冊	53,805	63,940	65,000
図書カード登録者数	当該年度の登録者総数	人	2,707	3,415	3,500
生涯学習関連講座受講者数	ものづくり教室等各種生涯学習講座の当該年度における受講者数	人	591	585	600

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2項 学校教育環境の充実

1 現状と課題

学校教育については、児童生徒に生きる力を身につけさせ、これからの時代に対応しながら自らの可能性を最大限に伸ばしていくための資質・能力を育むことが求められています。

東日本大震災から10年の月日が経ち、震災から学んだ教訓を日常に生かすとともに、地域の自然や文化を生かした体験学習やキャリア教育など、子どもたちの郷土愛をさらに深いものにすることが重要であります。

また、急速に進むグローバル化に対応し、ICTを活用した教育活動を展開していく必要があります。

小中学校の再編により、複式学級が解消され、子どもたちがより大きな集団の中で切磋琢磨する環境が実現しました。今後は子どもたち一人ひとりに寄り添いながら、さらに充実した学校教育を実現させることが求められています。

2 今後の取り組みの方向性

(1) 子どもたちの基本的生活習慣の確立

子どもたちに「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣が身につくとともに、自分自身の生活を見つめながら、自己実現のために目標をもって取り組めるよう学校や家庭、地域社会と連携し、基本的生活習慣の確立に努めます。

(2) 教職員の授業力・指導力の向上

子どもたちの「わかった」「できた」を第一に考えた授業が展開できるよう、指導方法の改善に努めるとともに、教育課題に応じた研修の機会を提供し、子どもたちに寄り添える教職員の育成に努めます。

(3) 子どもたちの健全育成と安全・安心な環境づくり

学校、家庭、関係機関、学校支援員やスクールカウンセラー等と連携を密にし、児童生徒のいじめや学校不適応などの未然防止と早期発見・対応に努めます。また、防災教育を核とした学校安全の充実に取り組みます。

（４）豊かな心を育む教育の推進

学校教育全体で道徳教育を充実させるとともに、道徳の授業を要とした道徳教育が推進されるよう、研修等の機会を設け、教職員の資質向上に努めます。

環境教育やボランティア教育、キャリア教育についても、それぞれの学校の特色を生かしながら実施します。

また、外国語指導助手による、生きた外国語に接する機会の提供に努めます。

（５）地域とともに歩む学校づくり

「やまだの学び」事業を軸にしながら、コミュニティースクールの推進を図るとともに、学校と家庭、地域が子どもたちの現状や課題を共有し、それぞれが主体的に教育活動に参画していけるように努めていきます。

また、地域の特色を生かした体験活動を通して、子どもたちの郷土愛を育ていけるよう取り組みます。

各校の学校運営協議会を中心に、教育振興運動をさらに推進することで、山田町全体で子どもたちの未来を創り出していけるよう取り組みます。

（６）山田小学校の建設

学校施設は、我が町の将来を担う児童生徒の学習の場であり、より良い教育活動を行うためにその安全性、機能性の確保は必要不可欠です。また、教育施設を集約し、効率的・効果的な教育環境を実現するため、山田中学校周辺の文教エリア内に新しい時代の学びを支える山田小学校の新校舎建設を進めます。

（７）学校プールの建設

学校プールについては、効率的な利用を図るため、山田小学校と山田中学校が共用できる施設とし、学校の利用がない時間帯には町民プールとして町民が利用できる施設を建設します。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 山田小学校新校舎等建設事業
- 学校プール・テニスコート建設事業
- 被災児童生徒就学援助費扶助事業

- ◆校務用ネットワークシステム更新リース等事業
- ◆英語・漢字検定費用助成事業
- ◆小学校ネットワーク環境整備事業
- ◆スクールバス更新事業
- ◆学校給食センターによる学校給食の提供
- ◆第3子以降児童生徒の給食費無償化
- ◆食育の推進
- ◆学校施設改修事業
- ◆「早寝・早起き・朝ごはん」の励行
- ◆教職員の授業力の向上・指導力（感化力）の向上
- ◆教育研究所事業
- ◆教育相談室の充実
- ◆教育支援委員会の開催
- ◆外国語指導助手招致事業
- ◆町指定研究会の実施

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
学校生活満足度	生活実態調査の項目「学校は楽しいですか」の肯定割合	%	－	90.0	92.0
英検3級取得率	中学3年生の実用英語技能検定(英検)3級以上取得率	%	－	17.0	40.0
運動能力の向上	小中学生の新体力テスト総合評価B以上の割合	%	－	49.0	55.0

～ 関連する SDGs のゴール ～



第3項 スポーツ環境の充実

1 現状と課題

社会環境や人々の意識・価値観の変化の中で、健康意識の高まりや生活の質の向上に伴い、充実した余暇の実現や青少年の健全育成に資するスポーツの振興は極めて重要となっています。また、スポーツへのニーズも多様化し、だれもがいつでも楽しめる環境づくりが一層求められています。

このため、日常的な実践の場を提供するため、スポーツ団体や個人への支援の充実、多様な健康・体力づくりの指導者の確保を図るとともに、スポーツ施設の改修や学校体育施設の開放など環境整備を充実する必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

（1）スポーツ推進体制の充実

より多くの町民が、生涯にわたり日常的にスポーツを楽しみ、健康増進と体力づくりができるよう、指導者の育成・確保に努めるとともに、スポーツ団体の育成・支援を図り、推進体制の充実に努めます。

（2）スポーツ実践活動の促進

各種スポーツ教室や大会などを開催するとともに、スポーツ指導員等の活用を図りながら、だれもが気軽にできるニュースポーツの普及を促進するなど、体育・スポーツの実践の日常化に努めます。

また、各種競技スポーツ団体の競技力の向上を目指し、大会・競技会への選手派遣の支援に努めます。

（3）スポーツ施設の充実

各種スポーツ活動の拠点となる施設の整備充実と学校体育施設の整備・開放に努めます。

（4）オリンピック・パラリンピック及びホストタウン関連事業の実施

東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、町民のスポーツへの興味関心が高まるよう啓発に努めます。

また復興ありがとうホストタウン事業として、相手国のオランダ王国の応援と、東日本大震災からの復興への支援に対し感謝を伝えるための

交流を行います。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

○社会体育施設利用インターネット申請導入事業

◆各種スポーツ大会、教室の開催

◆各種団体等の育成・支援

◆各種大会派遣選手の支援

◆スポーツ団体・指導者の育成

◆社会体育施設の計画的な改修

◆オリンピック・パラリンピック及びホストタウン関連事業

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
スポーツ大会・教室 回数	各種スポーツ大会、 ニュースポーツ等体 育教室の当該年度 における開催件数	回	22	45	50
社会体育施設使用 団体数	社会体育施設を利用 した団体の総数	団体	45	67	70

～ 関連する SDGs のゴール ～



第4項 芸術文化等の振興

1 現状と課題

東日本大震災からの復興が完遂し、多くの町民がくらしにうるおいと癒しを求めているため、幅広い世代が芸術文化に親しむ機会を創出するとともに、その活動が持続できるよう支援を行う必要があります。

また、未来の山田を担う子どもたちが、先人たちの築いたふるさとの素晴らしい文化や歴史に触れる機会が少なくなってきました。町内の文化財等は、歴史の風土に培われてきたものであり、地域の個性を形づくる貴重な文化遺産です。これを永く未来に伝えていくため、町民の理解の醸成を図りながら、適正な保存管理と活用を図る必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

（1）芸術文化活動の推進

町民による主体的な芸術文化活動を推進するため、町民芸術祭や各種講座等を開催し、創作・発表や鑑賞の機会の充実に努めます。

（2）芸術文化団体の育成・支援

芸術文化活動を拡充し、広く町民が芸術文化に親しむため、芸術・文化団体と指導者の育成に努めます。また、放課後児童クラブや各種施設を対象とした出前講座などを開催し、習得した知識や技術を活かす機会づくりを支援します。

（3）文化財の保護・活用と愛護思想の普及

文化財の保護と活用を積極的に推進し、愛護思想の普及を図るため、適正な保存管理環境の整備を行い、企画展等を開催します。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- やまだの文化芸術支援事業
- ふるさとやまだシリーズ刊行事業
- 房の沢古墳群出土品保管環境整備事業
- 遺跡試掘調査事業
- ◆町民芸術祭開催事業
- ◆芸術文化団体育成事業

4 主要な目標値

指 標	指標の解説	単 位	参考値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
町民芸術祭入場者数	当該年度に開催した町民芸術祭3部門への来場者の延べ人数	人	1,830	2,100	2,200

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2節 一人ひとりが社会に参画する交流機会の創出

自主性・自立性を持って活動できる団体の育成を図ることで、町の未来を拓く意欲と夢を持った人材の育成に取り組みます。

また、さまざまな地域との交流・連携を通じ、国内外の動向に目を向ける広い視野を持ち、自分たちが暮らす町の良いところを再認識し、心豊かで力ある人材の育成を目指します。

第1項 男女共同参画社会の形成

1 現状と課題

少子高齢化が進展し、社会経済情勢が大きく変化するなかで、男性、女性が互いの人権を尊重し、認め合うことで心豊かな人間性を育み、誰もが性別に関わりなくひとりの人間として個性と能力を十分に発揮できる社会の確立が求められています。

本町においても、地域づくりをはじめ教育、福祉、子育てなど様々な分野で女性が活躍していますが、男女共同参画社会の実現に向けて意識啓発と環境整備に努める必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

（1）男女共同参画プランの推進

各種審議会や活動団体などへの女性委員の積極的な登用を図るほか、関係機関の連携のもと、平成29年3月に策定した「第2次キラリ☆やさしいまちだ男女共同参画推進プラン」の推進に努めます。

（2）男女共同参画の意識改革と啓発

町広報紙やホームページなどを活用して、男女共同参画社会の理念が幅広く浸透するよう、広報・啓発活動に努めます。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

◆町広報紙やホームページなどを活用した意識啓発

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2項 学習や文化交流の推進

1 現状と課題

町の将来を担う次世代の人材育成を図るため、ジュニア海外使節団派遣事業によりオランダ王国ザイスト市へ町内の中学生、高校生を派遣してきたところです。

平成28年度からは海外情勢の不安定化に伴い、代替事業を実施してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送っています。

2 今後の取り組みの方向性

（1）広い視野を持った人材の育成

文化の異なる地域との交流を通して、広い視野を持った人材を育成することを目指して、国内を派遣先とする児童生徒派遣事業を実施します。

また、派遣報告会や報告書により、交流内容を学校内で発表・共有することにより、派遣されたメンバー以外にも文化的多様性への理解が広がるよう努めます。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

○児童生徒派遣事業

～ 関連する SDGs のゴール ～



第6章 将来を見据えた健全な行財政の推進

第1節 健全かつ効率的な行財政の推進

社会経済情勢の変化や、多様化する住民ニーズを的確に把握し、複雑化する課題に柔軟に対応し、各種施策を推進するとともに、自主財源の確保に努めながら、中長期的な視点に立って財政の健全運営に取り組みます。

また、新たな課題等に即座に対応できる行政組織体制を確立するため、町職員の計画的な人事管理や研修の充実、職場の活性化、専門的な能力・知識を有する民間の人材の活用などにより職員力・組織力の向上を図ります。

周辺団体、国・県、関係機関等との連携体制を強化し、効率的、効果的な行政サービスの提供に向けて、防災、観光、教育など様々な分野における広域連携を積極的に検討します。

行政サービスの全てを行政だけで担うことが困難になってきている現在、官民連携による公共サービスの提供の手法などについても検討していきます。

第1項 効率的で質の高い行政運営

1 現状と課題

行政サービスに対する住民ニーズはますます多様化・高度化しており、町民からの需要に対して円滑、柔軟、的確に対応するには、町民、地域、行政のパートナーシップの下に計画推進に取り組む体制の整備を進め、町民と行政の新たな信頼関係を構築していくことが必要です。

また、多角的視野から各種施策を遂行するためには、新たな技術の導入も図りつつ、事務事業の見直しや組織の適正化に取り組む必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

(1) 効率的な行政運営

基本計画に掲げた諸施策を総合的かつ効果的に実施していくため、長期的視野に立って効率的な行政運営に努めるとともに、職員の政策形成・実現能力の向上に努めます。

また、施策推進にあたっては、町民、地域、行政の役割分担を明確にして、それぞれが自立し、かつ協働したまちづくりを進めます。

（２）情報発信の充実

行政情報やサービスの内容を町民に分かりやすく伝え、行政情報が適切に共有されるよう、従来からの広報誌やホームページによる情報発信の強化を図り、SNSをはじめとする多様な手段・媒体の活用促進に努めます。

（３）国・県事業の推進

国又は県が所管する事業については、町と町議会が行動をともにし、推進に向けて強力に要請活動を行います。

3 主な具体的取り組み（○は実施計画事業、◆は取り組み内容）

- 若手職員政策等研究事業
- ◆電算システム更新リース等事業
- ◆戸籍電算システム更新事業
- ◆固定資産税地図デジタル化整備事業
- ◆新たな情報発信ツールの導入（再掲）

～ 関連する SDGs のゴール ～



第2項 健全で持続可能な財政運営

1 現状と課題

大型予算を伴った各種復興事業が完了し、通常の財政運営へと移行します。人口減少・少子高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の支出や、公共施設の老朽化による維持管理コストの増大等が想定されるなかで、各種財政指標を注視しながら、歳入規模に見合った財政運営が必要です。

町税収入等の自主財源や国・県支出金等の有利な財源確保に努めるとともに、町の将来世代に過度な負担を残さないよう秩序ある財政規律を確保し、さまざまな行政ニーズに的確・効率的に応えながら、健全な財政を堅持していくことが求められています。

2 今後の取り組みの方向性

(1) 安定した財政運営

限られた財源で大きな効果を生み出せるよう、事務処理の簡素化を進めるとともに、事業の施行にあたっては、政策目的を十分に踏まえて、他の事業との有機的な活用を視野に入れながら、効果の大きいものを重点的に選択していきます。

また、財政計画を策定し、長期的な安定性と収支均衡の保持に努めます。

(2) 公有財産、公共施設の適正管理

将来の財政負担を軽減・平準化するため、公共施設等に関する利用状況や維持管理コスト等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うとともに、公共施設等の適正で効率的な維持管理に努めます。

(3) 官民連携手法の検討

今後の公共施設の建設や、各種施設の老朽化に対応するため、「官」と「民」がパートナーを組みながら、公共的サービスの提供を行う新たな連携の手法について検討を進めます。

3 主な具体的取り組み (○は実施計画事業、◆は取り組み内容)

○豊間根地区集会施設（支所）建設事業（再掲）

- 旧山田病院解体事業
- 公共施設等総合管理計画改訂事業
- ◆庁内経費の節減、合理化
- ◆自主財源の確保
- ◆コスト意識の徹底
- ◆老朽化施設の集約及び解体検討
- ◆官民連携手法の検討

～ 関連する SDGs のゴール ～



第3項 広域行政の推進

1 現状と課題

情報化の進展等により、町民の生活や経済活動は市町村の枠組みにとどまることなく、広範囲に及んでいます。

このため、町が単独で行うよりも、周辺市町村との広域的な連携のもとで行った方が行政サービスの効率性や質が向上する施策や事業に関しては、近隣自治体との調整を図りながら取り組むことが必要となっています。

2 今後の取り組みの方向性

(1) 広域行政サービスの向上

行政サービスに対する需要増大に対応し、効率的な行政サービスを推進するため、宮古地区広域圏において県と近隣市町村との連携・協調体制の確立を図り、各行政分野において広域行政サービスの構築に努めます。

(2) 広域連携の推進

広域的な課題に対応するため、国・県や、関係市町村との連携に努めます。

3 主な具体的取り組み (○は実施計画事業、◆は取り組み内容)

- ◆三陸振興協議会や宮古地区広域圏での近隣市町村との連携、協議
- ◆国、県の関係機関に対する要望活動

～ 関連する SDGs のゴール ～

